

稚内市
一般廃棄物処理基本計画書
(案)

令和 年（ 年） 月

北海道稚内市

稚内市一般廃棄物処理基本計画書

目 次

第1編 総則

1	基本計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の区域	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画の進行管理	8
6	稚内市の概要	9

第2編 ごみ処理基本計画書

第1章	ごみ処理の区分と体制	14
1	稚内市が処理する廃棄物の種類	14
2	生活系ごみ	15
3	事業系ごみ	16
4	ごみ処理手数料	17
5	ごみの発生・排出抑制の取組	18
6	ごみ処理施設	19
7	その他の取組	21
第2章	ごみ処理の現状と課題	23
1	ごみ排出量	23
2	資源化量	25
3	最終処分量	27
4	ごみの組成	28
5	ごみ処理費用	29
6	ごみ処理の課題	31
第3章	計画の目標	34
1	計画の方向性	34
2	基本方針	36
3	数値目標	38
4	施策体系	40
5	目標実現に向けた『市民』の行動	41
6	目標実現に向けた『事業者』の行動	43
第4章	目標達成に向けた具体的な施策	45
1	発生・排出抑制の推進	45
2	再使用・再生利用の推進	46
3	持続可能な廃棄物処理体制の確保	48
4	環境に配慮した廃棄物処理の推進	50

第5章	ごみ処理計画	52
1	稚内市が処理する廃棄物の種類	52
2	収集運搬計画	53
3	中間処理計画	55
4	最終処分計画	57
5	その他ごみ処理に関する取組	58
第3編 生活排水処理基本計画書		
第1章	生活排水処理の体制	59
1	処理体系	59
2	下水道事業の概要	60
3	浄化槽事業の概要	61
第2章	生活排水処理の現状と課題	64
1	処理形態別人口	64
2	し尿・浄化槽汚泥の処理	66
3	生活排水処理の課題	67
第3章	計画の目標	68
1	計画の方向性	68
2	基本方針	68
3	数値目標	69
4	市民・事業者・市の役割	70
第4章	生活排水処理計画	71
1	生活排水の処理主体	71
2	生活排水処理計画	71
3	し尿・浄化槽汚泥処理計画	72

第1編

総則

1 基本計画策定の趣旨

稚内市では、令和2年（2020年）3月に、令和16年度（2034年度）までを計画期間とする「稚内市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画のうち、ごみ処理計画では、「循環型社会の形成に向けたさらなる取組の推進」を目標に掲げ、ごみの発生及び排出の抑制、リサイクルの推進、適正処理の徹底等、各種施策を定めました。

この計画に基づき取り組みを進めた結果、過去5年間に於いて、ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上及び最終処分量の低減等、一定の成果が見られました。しかしながら、1人1日当たりのごみ排出量については、依然として全国や北海道の平均を上回る状況が続いています。

また、前計画の生活排水処理に関する計画に基づき、市街地においては下水道整備を、下水道計画区域外の地域においては浄化槽の普及を進めてきました。

ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画は、15年にわたる長期的な視点に立った計画である一方、社会情勢や環境の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに見直すことが適切とされています。

前計画策定後、国においては、令和6年（2024年）8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた新たな基本的方向が示されました。さらに、令和7年（2025年）2月には「廃棄物処理基本方針」が改定され、ごみの減量化目標や処理施設整備に関する基本事項が見直されました。加えて、北海道においても令和7年（2025年）4月に「北海道廃棄物処理計画（第6次）」が策定されています。

これらの国や北海道における方針の変化、ごみ処理・生活排水処理を取り巻く状況の変化に対応するため、稚内市が目指すごみ処理の基本的方向と推進方策の見直しを行うとともに「市民・事業者との協働によるごみ処理の推進」及び「生ごみ・資源物の適正排出」を重点方策として位置づけ、本計画を策定しました。

この基本計画の策定にあたっては、人口減少や少子高齢化が進行する中においても、市民が安心して豊かに暮らせるまちの実現を目指し、平成31年（2019年）3月に策定した「第5次稚内市総合計画」及び国・北海道の動向を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって資源の有効活用と環境負荷の低減を図ることにより、持続可能な循環型社会の形成に向けた方向を定めるとともに、ごみ排出量の削減及び生活排水処理率等の新たな数値目標を設定しました。これらの目標については、進捗状況を適切に管理しながら、計画的かつ着実に施策を進めていきます。

なお、本計画は、稚内市からの諮問を受けた「稚内市廃棄物減量等推進審議会」において審議を行い、その答申を踏まえて原案を作成しました。

2 計画の期間

国が示すごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画の策定指針*においては、計画の期間を、計画策定時から概ね10年から15年後を目安にするとされています。そこで本計画の期間は、これらの策定指針に基づき、令和8年度（2026年度）から令和22年度（2040年度）までの15年間とします。また、5年ごとに中間目標年を設定し、数値目標の達成状況の検証や計画内容の見直しを行うとともに、関係法令や社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行い、その結果を計画に反映します。

計画期間：令和8年度（2026年度）～令和22年度（2040年度）（15年間）

前期：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）（5年間）

中期：令和13年度（2031年度）～令和17年度（2035年度）（5年間）

後期：令和18年度（2036年度）～令和22年度（2040年度）（5年間）

※ごみ処理基本計画策定指針（平成28年（2016年）9月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成2年（1990年）10月8日付け衛環第200号：厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長）

3 計画の区域

本計画の対象区域は、稚内市の行政区域全域とします。

4 計画の位置づけ

4-1 計画の位置づけ

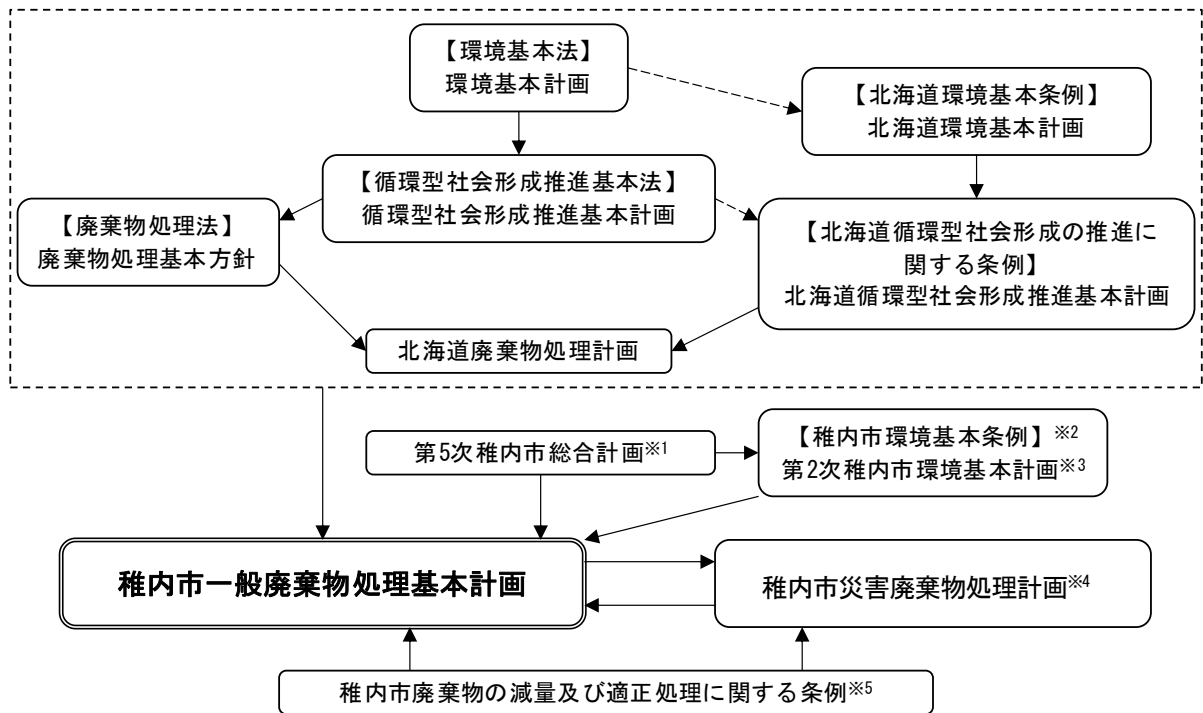
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が策定することとされている一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）について定めるものです。

廃棄物処理法においては、一般廃棄物処理計画は市町村の基本構想、すなわち総合計画に即して策定することとされています。本計画は、「第5次稚内市総合計画」に基づくごみ処理分野の計画の一つとして、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理等に関する基本的事項を定めるとともに、生活を支える社会基盤分野の計画の一つとして、水洗化の推進や、し尿及び浄化槽汚泥の処理等に関する基本的事項を定めます。

また、稚内市では、稚内市環境基本条例に基づき、平成30年（2018年）3月に「第2次稚内市環境基本計画」を策定しています。この環境基本計画は、稚内市における環境施策の基本的な方向性を示すとともに、市民・事業者・行政それぞれの主体が果たす役割と取組内容を明らかにした総合的な計画です。ごみの減量、資源のリサイクル及び適正処理等に関する基本的な考え方が盛り込まれていることから、本計画においては、環境基本計画を上位計画として位置づけます。

さらに、「稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「稚内市災害廃棄物処理計画」

の内容を踏まえるとともに、国の「循環型社会形成推進基本計画」、北海道の「北海道廃棄物処理計画」、「北海道環境基本条例」及び「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」、並びにこれらに基づいて策定される「北海道環境基本計画」や「北海道循環型社会推進基本計画」等の内容も考慮して策定します。



- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ※1：第5次稚内市総合計画 | 策定：平成31年（2019年）3月 |
| ※2：稚内市環境基本条例 | 制定：平成15年（2003年）3月18日条例第12号 |
| | 最終改正：平成18年（2006年）12月20日条例第70号 |
| ※3：第2次稚内市環境基本計画 | 策定：平成30年（2018年）3月 |
| ※4：稚内市災害廃棄物処理計画 | 策定：令和3年（2021年）3月（令和3年（2021年）8月修正） |
| ※5：稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | 制定：平成5年（1993年）9月27日条例第26号 |
| | 最終改正：平成31年（2019年）3月19日条例第2号 |

図 1-1 本計画の位置づけと関連する計画

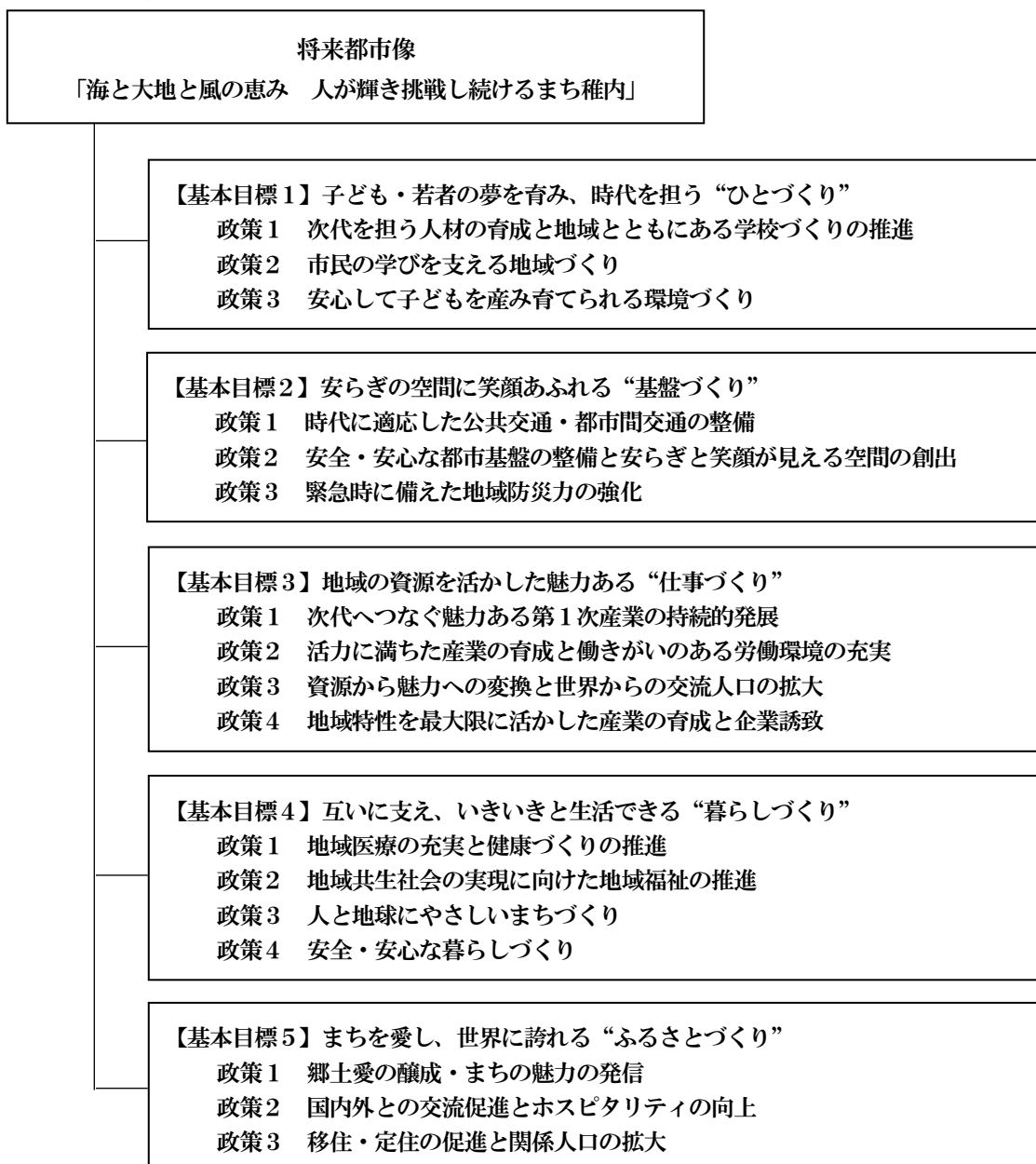
4-2 上位計画・関連計画の概要

(1) 第5次稚内市総合計画

総合計画は、将来の稚内市が目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けた総合かつ長期的なまちづくりの方針を定めるものであり、稚内市における各種計画の最上位に位置づけられる計画です。

稚内市では、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までを計画期間とする「第5次稚内市総合計画」を策定しています。総合計画は、基本構想と基本計画で構成されています。

★基本構想〔長期的な視野に立ち稚内市が目指す将来像とそれを実現するための基本方針〕



★基本計画〔稚内市の将来像や基本目標を実現するための政策ごとの取組の方向性や必要な施策〕

基本目標4／政策3 人と地球にやさしいまちづくり

低炭素社会の実現に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大、さらには発生させたエネルギーの地産地消に取り組むとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上を図り、環境にやさしいライフスタイルの実践を進めます。

特色ある豊かな自然や生態系を将来にわたって維持するため、環境問題について学ぶ機会や自然とふれあう場を創出するなど、環境教育の充実を図り、環境保全活動の担い手を育成します。

行政、市民、事業者の協働により、ごみの発生抑制や再使用を積極的に取り組むなど、循環型社会の形成に努めていきます。

成果指標

○1人1日当たりのごみ排出量：1,299g/人・日（平成29年度（2017年度））⇒940g/人・日（令和10年度（2028年度））

○ごみの資源化（リサイクル）率：22.8%（平成29年度（2017年度））⇒30.0%（令和10年度（2028年度））

関連施策

施策3－循環型社会の実現

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、さらなる循環型社会の形成を進めていきます。特に、本市では、市民一人あたりの一般廃棄物の排出量が多いことから、発生抑制を重点的に取り組みます。

施策4－住みよい生活環境の確保

地域清掃活動など、地域・団体が行う美化活動に対する支援を行うとともに、ごみ出しマナーの徹底、ペットのふんの不始末などの啓発活動に取り組むことにより、環境美化への意識を高めます。

また、悪臭・騒音など、公害の防止に努め迅速な改善処理に努めるほか、計画的な廃棄物処理施設の整備を行い、衛生的な生活環境を保全します。

(2) 第2次稚内市環境基本計画

稚内市環境基本条例に基づき、長期的視点に立ち、環境に対する基本的な方針を示すとともに、市民・事業者・市の各主体が担う具体的な取組を明らかにする総合的な計画です。同計画は、平成18年（2006年）2月に策定した稚内市環境基本計画に基づく取組状況を検証し、環境都市宣言を踏まえ、新たな課題や国内外の情勢の変化に対応し、さらなる取組の推進を目的として策定しました。

★計画期間

平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）

★目指すべき環境像

「人と地球にやさしいまち わっかない」

★施策体系

基本目標	個別目標
I. 社会の低炭素化に貢献するまち －低炭素社会の実現－	1. 地球環境への負荷を減らす
II. ごみを減らし資源を有効につかうまち －循環型社会の形成－	2. ごみを減らし資源を有効につかう
III. 健康で安全に暮らせるまち －生活環境の保全－	3. 大気・水・土壌環境等を保全する
	4. 郷土文化や文化財・文化的景観を守る
IV. 豊かな自然を守り人と生き物の共生を実現するまち －自然環境の保全－	5. 豊かな環境を守り・つくる
	6. 生物多様性を保全する
V. より良い環境をめざして市民一人ひとりが参加し行動するまち	7. 市民が一つになってより良い環境を守り・つくる

★施策の目標

○ 施策2-1 ごみ減量化と資源リサイクルの推進

「ごみの減量化の取り組み」などのごみの減量化の促進に向けた取り組み及び「資源リサイクルの取り組み」などの資源リサイクルやリユースの促進に向けた取り組みに対する重要度・満足度を一層高めていきます。

・ 環境の指標と目標

市民の1人1日あたりのごみ排出量：1,251g/人・日（平成27年度（2015年度））⇒1,130g/人・日（令和9年度（2027年度））

ごみの資源化（リサイクル）率：23.1%（平成27年度（2015年度））⇒26.0%（令和9年度（2027年度））

○ 施策2-2 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

ごみの排出量抑制や分別方法の啓発を行い、適正な処理を行うとともに計画的な廃棄物処分場の整備を行います。また、「ごみのポイ捨てなどの不法投棄の防止」などの廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止に向けた取り組みに対する満足度を一層高めていきます。

(3) 第五次循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、令和6年（2024年）8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

表 1-1 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要（指標・数値目標）

項目	概要
資源生産性	約60万円/t（令和12年度（2030年度））
入口側の循環利用率	約19%（令和12年度（2030年度））
出口側の循環利用率	約44%（令和12年度（2030年度））
最終処分量	約1,100万t（令和12年度（2030年度））
循環型社会ビジネスの市場規模	80兆円以上（令和12年度（2030年度））
1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人・日（令和12年度（2030年度））
一般廃棄物最終処分場の残余年数	令和2年度の水準（残余容量22年分）を維持（令和12年度（2030年度））
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村100%（令和12年度（2030年度））

(4) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」を定めています。

令和5年（2023年）6月には2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等の廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえた変更が、令和7年（2025年）2月には令和6年（2024年）8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で目標値の改定がされました。

表 1-2 廃棄物処理基本方針の概要（指標・数値目標）

区分	主な変更箇所	
基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、我が国の2050年度までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題等へ対応する。 循環経済の取組は素材や製品ごとに、デジタル技術も活用しつつ適切なトレーサビリティを確保しながら、上流から下流までのライフサイクル・バリューチェーン全体でのロスゼロの取組を推進する。 循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制や適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷削減への貢献を考える。 	
廃棄物の減量化の目標量 (令和12年度 (2030年度))	排出量	【一般廃棄物】 令和4年度（2022年度）比約9%削減 【産業廃棄物】 令和4年度（2022年度）に対し増加を約1%に抑制
	最終処分量	【一般廃棄物】 令和4年度（2022年度）比約5%削減 【産業廃棄物】 令和4年度（2022年度）比約10%削減
	出口側の循環利用率	【一般廃棄物】 約26%に増加 【産業廃棄物】 約37%
	1人1日当たり排出量	【家庭系ごみ】 478g/人・日（集団回収量、資源ごみ等を除く）（令和7年度（2025年度））
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人・日

(5) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年（1974年）12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画までは産業廃棄物の適正処理を目的としたものでした。その後、廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も含めた処理計画とすることになり、平成13年（2001年）12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年（2005年）3月、平成22年（2010年）4月、平成27年（2015年）3月、令和2年（2020年）3月の改定を経て、令和7年（2025年）3月に北海道廃棄物処理計画（第6次）が策定されました。

表 1-3 北海道廃棄物処理計画（第6次）の概要（指標・数値目標）

区分	計画概要		
計画期間	5年間（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで）		
		目標 （令和11年度 （2029年度））	現状 （令和4年度 （2022年度））
適正処理に関する目標 （令和11年度 （2029年度））	(1) 排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	1,600千トン以下 907g/人・日以下 581g/人・日以下	1,763千トン 937g/人・日 600g/人・日
	(2) 適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	26%以上	22.9%
	(3) 適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	245千トン以下	284千トン

5 計画の進行管理

本計画の確実な達成を図るため、毎年度の実施計画の作成（PLAN）、その実行（DO）、進捗状況の評価（CHECK）、改善（ACT）を「稚内市廃棄物減量等推進審議会」における審議などを踏まえながら行います。また、社会情勢等の理由から進捗状況に変動があった場合には、次年度の関連施策にその内容を反映させ、計画の進行をより一層強化します。

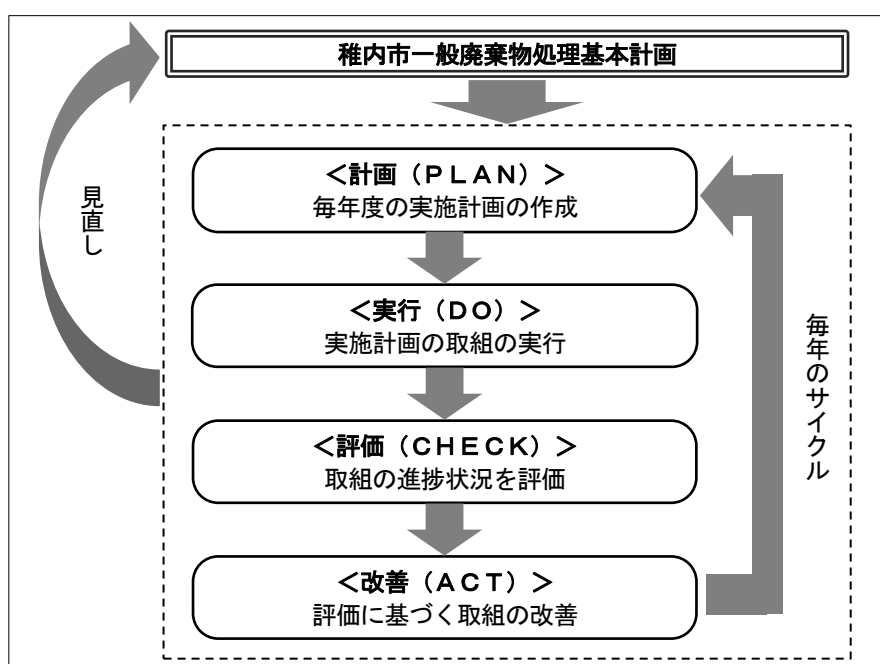
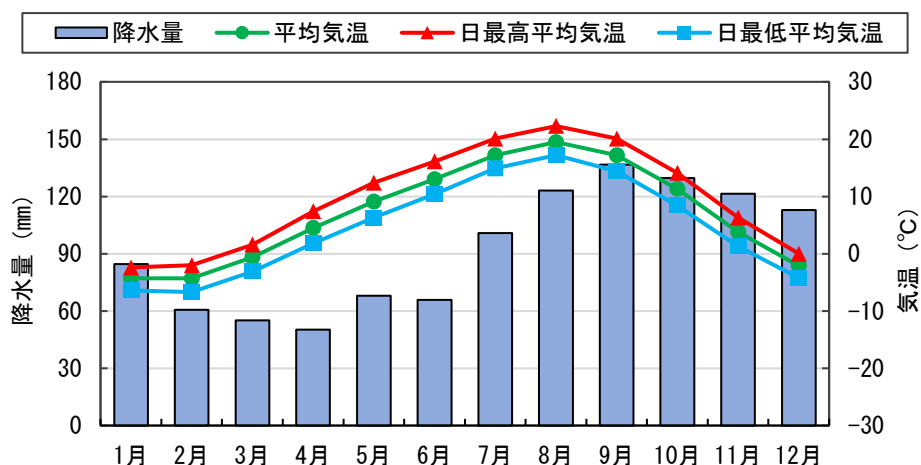


図 1-2 計画の進捗管理

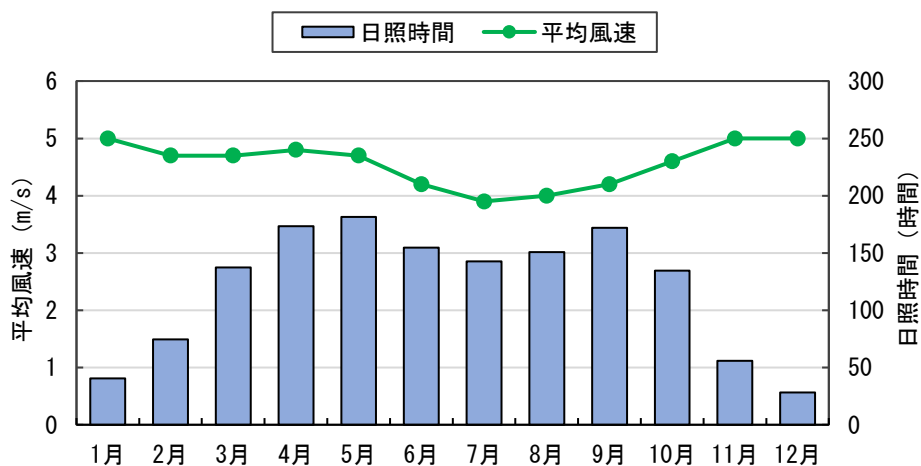
(3) 気象

稚内市の気候は、宗谷海峡に面しているため海洋からの影響を受け、冬季は内陸部に比べ比較的温暖で、降雪量はそれほど多くありません。冬季の平均最低気温は -10°C を下回ることなく、積雪の深さの最大は70cm程度です。また、宗谷岬の海には、流水が接岸することもあります。稚内市の気象における最大の特徴は、年平均 4.6m/s と四季を通じて風が強いことです。



資料：気象庁ホームページ「気象統計情報」（観測地点：稚内）より作成

図 1-4 稚内市の気温と降水量（平成3年（1991年）～令和2年（2020年）平年値）



資料：気象庁ホームページ「気象統計情報」（観測地点：稚内）より作成

図 1-5 稚内市の風速と日照時間（平成3年（1991年）～令和2年（2020年）平年値）

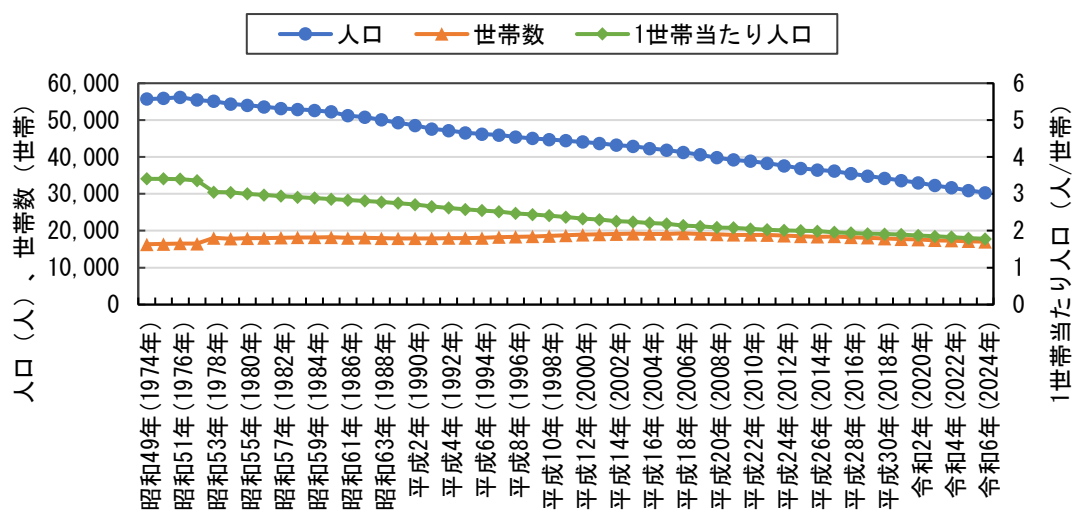
6-2 社会的特性

(1) 人口

昭和49年（1974年）から令和6年（2024年）までの51年間の住民基本台帳による人口及び世帯数の推移を図 1-6に示します。

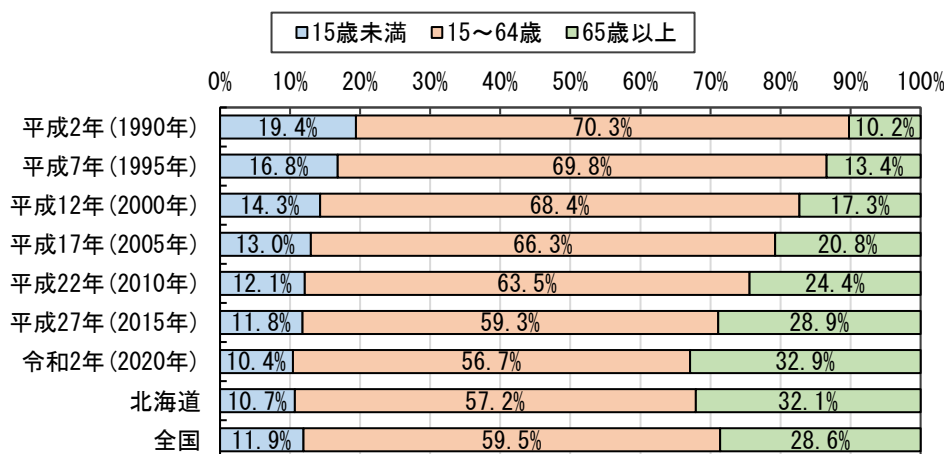
人口は昭和51年（1976年）の56,215人をピークにその後は減少に転じ、令和6年（2024年）は30,336人となり、昭和51年（1976年）と比べると46%減少しました。世帯数は、増加傾向にありましたが、平成18年（2006年）の19,297世帯を境に減少し、令和6年（2024年）は17,031世帯です。人口減少とあいまって、1世帯当たりの人口は昭和49年（1974年）の3.41人から令和6年（2024年）の1.78人と大きく減少しました。

国勢調査による年齢階級別人口を見ると、少子高齢化の傾向が顕著に現れており、平成12年（2000年）には老年人口が年少人口を上回るようになりました。令和2年（2020年）における総人口に対するそれぞれの人口が占める割合は、北海道とほぼ同じ割合になっています。



資料：令和6年度 稚内市統計書（住民基本台帳（12月31日値））より作成
※平成30年以降は外国人を含む。

図 1-6 人口と世帯数の推移

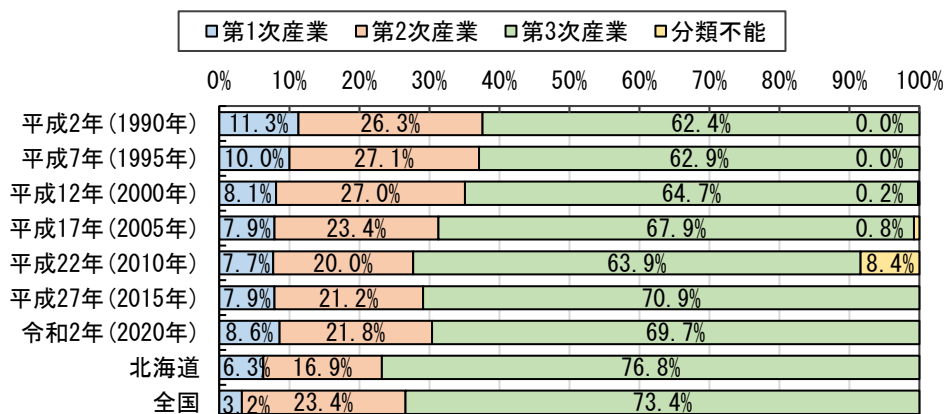


資料：国勢調査結果より作成（北海道、全国値は令和2年（2020年）値）
※四捨五入により、合計が100.0%とならない場合があります。

図 1-7 年齢階級別人口の割合

(2) 産業

令和2年（2020年）の国勢調査における産業人口割合は、第1次産業が8.6%、第2次産業が21.8%、第3次産業が69.7%となっています。北海道や全国と比較すると、稚内市は第1次及び第2次産業割合が高く、第3次産業割合は低くなっています。



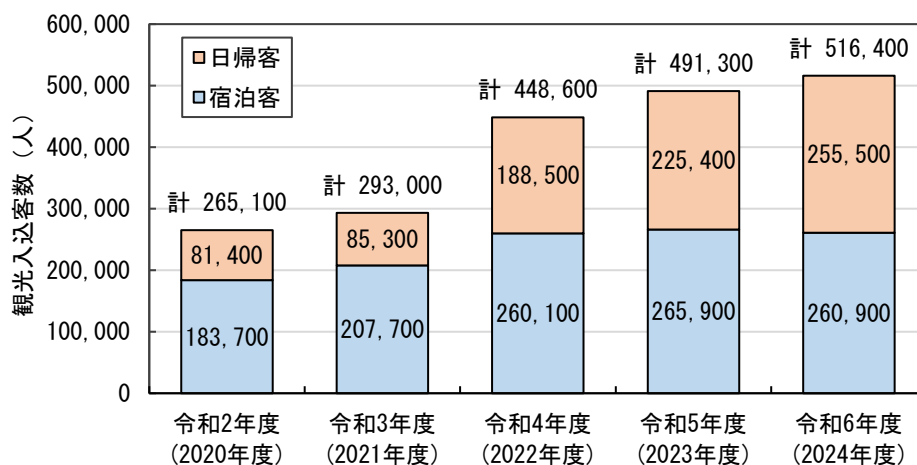
資料：国勢調査結果より作成（北海道、全国値は令和2年値）
 ※四捨五入により、合計が100.0%とならない場合があります。

図 1-8 産業別就業者数の割合

(3) 観光

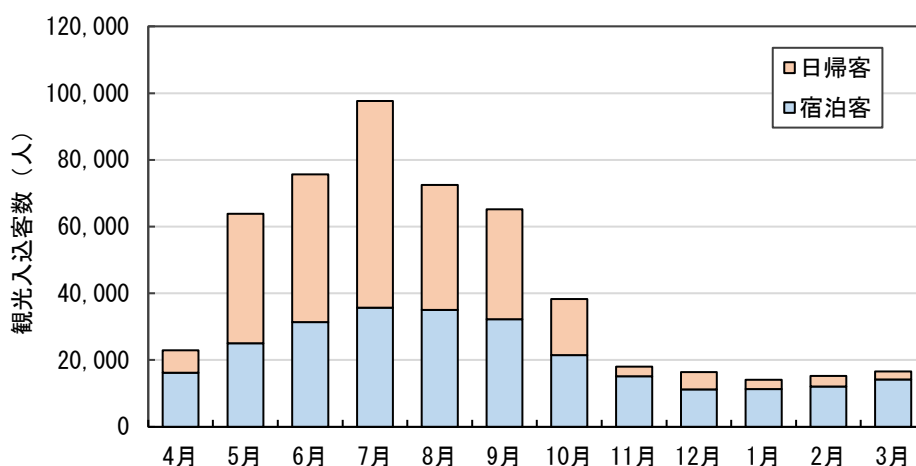
稚内市は、日本最北のまちとして毎年多くの観光客が訪れます。市内には日本最北端である宗谷岬をはじめ多くの観光地があるほか、利尻島・礼文島への玄関口としても重要な拠点となっています。

過去5年間の稚内市の観光入込客数は、令和3年度（2021年度）までは新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、令和4年度（2022年度）には回復しつつあり、令和6年度（2024年度）では516,400人となり、このうち51%が宿泊客でした。月別に見ると、7月をピークに、10月以降は大きく減少しています。



資料：稚内市「観光入込客数調査結果」より作成

図 1-9 観光入込客数の推移



資料：稚内市「観光入込客数調査結果」より作成

図 1-10 観光入込客数の推移（令和6年度（2024年度））

（4）交通

自動車交通は、南北を縦走する国道40号（旭川～稚内）とオホーツク海側を国道238号が通り、道道稚内天塩線、道道稚内幌延線などが接続しています。

空路は、札幌、東京直行便が運航しています。鉄道路線は、旭川市から稚内市へ向かうJR宗谷本線が運行しています。また、稚内港からは、利尻島、礼文島との間にフェリーが運航しています。

第2編

ごみ処理基本計画書

第1章 ごみ処理の区分と体制

1 稚内市が処理する廃棄物の種類

廃棄物処理法において、廃棄物は「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」に区分されています。

一般廃棄物は、市民の日常生活に伴い各家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業者の事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」があります。産業廃棄物は、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、汚泥や燃え殻など法令で定められた20種類と輸入された廃棄物とされています。なお本計画においては、産業廃棄物に該当しない、事業活動から排出される廃棄物を、事業系ごみ（事業系一般廃棄物）として取り扱います。

稚内市では、廃棄物処理法に基づき、生活系ごみ及び事業系ごみの処理を行っています。また、産業廃棄物のうち条例（「稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」）で定める4品目については併せ産廃として処理しているため、これらについても本計画の対象範囲とします。

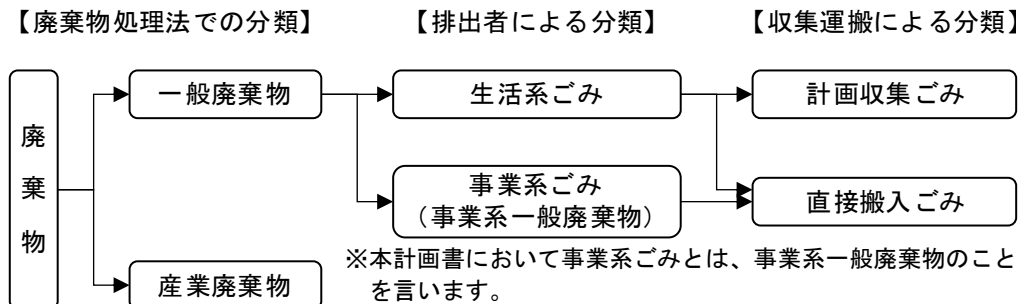


図 2-1 処理する廃棄物の種類

表 2-1 併せ産廃の種類

種類	備考
燃え殻	熱しゃく減量15%以下に焼却したもの
汚泥	含水率85%以下に脱水したもの
廃酸	廃牛乳に限る
動物性残渣	固形状のもの

2 生活系ごみ

2-1 ごみの分別区分

稚内市におけるごみの分別区分は表 2-2に示すように4種20分類となっています。

表 2-2 ごみの分別区分

種類	分類	品目	排出方法
一般ごみ	一般ごみ	草や落ち葉など、ガラス製品、リサイクル家電以外の家電、プラスチック製品等	有料指定ごみ袋（一般ごみ用（黄色））
生ごみ	生ごみ	卵の殻、魚の骨、食品残渣（冷凍食品含む）、食べ残し、野菜や果物、肉	有料指定ごみ袋（生ごみ用（青色））
大型ごみ	大型ごみ	40リットルの指定ごみ袋（一般ごみ用）に入らない物	大型ごみ処理券（小型・中型・大型）
資源物	缶類	飲料の缶、食品の缶	無料（透明・白色半透明の袋）
	びん類	飲料のびん、食品のビン	無料（透明・白色半透明の袋）
	ペットボトル	「PET」マークがついている物	無料（透明・白色半透明の袋）
	紙パック	紙パック（内側にアルミコーティングがされていない物）	無料（紐で縛る）
	新聞	新聞、折込チラシ	無料（紐で縛る）
	雑誌	雑誌（漫画の本、辞典、週刊誌、ノートなど冊子になっているもの）	無料（紐で縛る、紙袋に入れる）
	ダンボール	ダンボール	無料（紐で縛る）
	その他の紙	お菓子の箱、ティッシュの箱、はがき・コピー用紙等	無料（紐で縛る）
	容器包装プラスチック	「プラ」マークがついている物	無料（透明・白色半透明の袋）
	白色トレイ	白色トレイ、白色発泡スチロール	無料（透明・白色半透明の袋）
	金属類	金属類、スプレー缶等	無料（45リットル以内の透明・白色半透明の袋）※
	蛍光灯	蛍光灯	無料（箱に入れる）
	乾電池	乾電池	無料（透明・白色半透明の袋）
	水銀式の体温計・温度計	水銀式の体温計・温度計	無料（透明・白色半透明の袋）
	古衣類	古衣類	無料（市内回収ボックス）
	廃食用油	廃食用油	無料（ペットボトルに入れる）
	使用済小型家電	一般家庭で使用された小型家電のうち回収ボックス投入口に入るもの	無料（市内回収ボックス）

2-2 収集運搬体制

稚内市における収集運搬体制を以下に示します。

表 2-3 収集運搬体制

1. 収集体制	一般ごみ：委託業者収集 生ごみ：委託業者収集 ※廃食用油含む	大型ごみ：委託業者収集 資源物：委託業者収集
2. 収集方式	ステーション方式（一部路線収集方式）：1,042箇所（令和7年（2025年）3月末現在） 大型ごみは戸別収集方式	
3. 収集頻度	一般ごみ：2回/週 生ごみ：2回/週 ※廃食用油含む	大型ごみ：2回/月（一部1回/月）※事前申込み制 資源物：1回/週
4. 収集車両	一般ごみ：パッカー車3台 生ごみ：パッカー車2台	資源物：分別収集車5台、パッカー車2台 計7台
5. 手数料	一般ごみ、生ごみ、大型ごみ：有料 ※廃食用油は無料 資源物：無料	

2-3 ごみの処理体制

生活系ごみは、一部の市民が直接廃棄物処理施設へ持ち込む場合（生活系自己搬入ごみ）がありますが、大部分は稚内市が計画的に収集しています。

計画的に収集するごみの分別は、一般ごみ・生ごみ・大型ごみ・資源物の4区分とし、資源物については、さらに17種類の品目に細分別していることから、全体で4種20分類の分別区分となっています。

資源物については、リサイクルセンターや委託処理等により選別や圧縮等の処理を行い資源化しています。

一般ごみは、草や落ち葉、ガラス製品、容器包装以外のプラスチック製品などを対象とし、最終処分場で埋立処分しています。

生ごみは、バイオエネルギーセンターで処理しています。

大型ごみは、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法により、製造事業者等にリサイクルが義務付けられているテレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコンや、稚内市において処理が困難又は危険物として受入れしていないタイヤ・バッテリー・消火器等を除いた40リットルの指定袋に入らない大型のごみを対象とし、最終処分場で埋立処分しています。

3 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者が一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に収集運搬を委託し、廃棄物処理施設へ搬入する場合（許可業者収集ごみ）と、事業者が自ら廃棄物処理施設に持ち込む場合（事業系自己搬入ごみ）があります。

4 ごみ処理手数料

ごみの排出抑制等を目的として、平成21年（2009年）4月からごみ処理の有料化を導入し、一般ごみ・生ごみは有料指定ごみ袋、大型ごみは処理券により、市民がこれらの購入することによって、ごみ処理手数料の徴収を行っています。

平成22年（2010年）4月には、市民からの要望を踏まえ、一般ごみの5リットル用の指定袋を追加しました。また、平成23年（2011年）7月にはリサイクルの推進や減量化を目的として生ごみの分別を開始したことに伴い、生ごみ用の指定袋を追加しました。また、令和7年（2025年）4月には生ごみ用の1.5リットル指定袋を追加しました。

乳幼児がいる家庭など、ごみの排出抑制が困難な乳幼児世帯、介護認定者世帯、障がい者世帯及び在宅治療者世帯には、一定枚数の指定ごみ袋を無料で交付する支援事業を行っています。

ごみ処理の有料化の導入にあわせて、指定ごみ袋を使用していない場合や、分別が不適切なごみ袋に対して警告シールを貼付する制度を導入しています。

表 2-4 ごみ有料化状況

区分		収集ごみ	自己搬入	備考
生活系	一般ごみ	2円/ℓ（種類：5・10・20・30・40ℓ）	25円/10kg	平成21年（2009年）4月～ ※5ℓ袋は平成22年（2010年）4月追加
		90円/1個（最大の辺又は径が45）		
	生ごみ	2円/ℓ（種類：1.5・3・6・12ℓ）	25円/10kg	平成23年（2011年）7月～ ※1.5ℓ袋は令和7年（2025年）4月追加
	大型ごみ	大800円、中650円、小500円	25円/10kg	平成21年（2009年）4月改正
	資源物	無料	無料	
事業系	一般ごみ	—	55円/10kg	平成23年（2011年）4月改正
	生ごみ	—	55円/10kg	平成23年（2011年）7月～

表 2-5 警告シール貼付及び不適正排出者指導状況

（単位：件）

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
警告シール貼付件数	15,469	12,815	9,776	12,244	18,480
指定袋未使用 ^{※1}	831	1,097	1,220	377	1,027
未分別（資源物） ^{※2}	8,389	7,458	5,922	6,475	10,031
容器包装ブラ以外 ^{※3}	1,478	1,323	1,094	1,412	3,027
資源物汚れ ^{※4}	4,682	2,825	1,408	3,829	4,234
その他 ^{※5}	89	112	132	151	161
不適正排出者指導件数	5	8	6	3	13
本人直接指導	4	4	4	1	7
指導書投函	1	4	2	2	6

※1：「指定ごみ袋」を使用しないでごみが出されている。

※2：一般ごみと資源物をきちんと分別しないで出されている。

※3：ブラマークがついていないプラスチック製品が資源物で出されている。

※4：資源物の中に汚れたものが入っている。

※5：大型ごみがステーションに出されている。処理困難物やリサイクル家電など市が収集しないごみが出されている。事業者のごみである。

5 ごみの発生・排出抑制の取組

5-1 廃棄物減量等推進員

生活系ごみの排出抑制や資源化に関する市民への啓発、市民と稚内市との相互間の情報交換や連携・協力、生活系ごみの分別や排出マナーの指導、地域の環境美化の推進などを目的として、平成20年（2008年）4月に廃棄物減量等推進員制度を開始しました。

令和7年（2025年）3月31日現在、65町内会のうち58町内会から推進員が選出されており、184名の推進員が活動しています。

5-2 環境教育推進事業

子どもたちに対する環境やごみに関する学習機会を拡充するため、副読本を活用した学習や廃棄物処理施設の施設見学を実施しています。また、市内の小学校児童を対象とした清掃標語コンクールを開催し、環境美化とごみ減量化に向けた意識の醸成に努めています。

5-3 買い物袋持参運動

広報やイベントを通じた啓発活動により、マイバッグ持参運動を推進しています。

5-4 資源物集団回収奨励金事業

町内会や小学校・中学校・PTA等が実施する資源物の集団回収を積極的に推進するため、平成20年（2008年）4月から資源物集団回収奨励金事業を実施しています。

奨励金は1kg当たり3円とし、対象品目は缶類・紙類・プラ類・古着類で、いずれも回収業者が引き取るものに限っています。

表 2-6 集団回収実施状況

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施団体数（団体）	11	9	9	10	9
学校	6	5	5	6	4
町内会	2	2	2	2	2
PTA	3	2	2	2	3
その他団体	0	0	0	0	0
実施数量（kg）	132,799	141,522	137,561	154,357	113,408
缶類	1,662	2,171	1,737	1,615	1,459
びん類	702	911	1,076	801	0
紙類	130,334	138,427	134,552	151,810	111,896
プラ類	0	0	0	0	0
古着類	101	13	196	131	53

5-5 広報・啓発活動

上記の取り組みに加え、様々な機会、媒体を通してごみの発生・排出抑制に関する広報啓発活動を実施しています。主な取り組みについては、表 2-7に示します。

表 2-7 広報・啓発活動の取組状況

実施項目	概要
稚内市公式LINE	ごみ処理に関する情報及び収集日等の通知や分別検索などの情報配信を実施しているほか、不法投棄の通報ができる。
動画「ごみと資源物の出し方」	稚内市公式YouTubeチャンネルにおける分別のルールとマナーについて動画を掲載している。
出前講座	町内会や団体、企業などを対象にごみの分別方法や市のごみの現状などについての出前講座を開催している。
ごみ処理施設見学会	各小中学校や企業・団体等からの申込により、最終処分場・リサイクルセンター・バイオエネルギーセンターの施設見学会を実施している。
広報わっかない	市の広報紙である「広報わっかない」に、ごみに関する記事やコラムを掲載している。
コミュニティFM（FMわっぴー）の活用	市の広報番組「市政ふれあい通信」を活用して、ごみに関する啓発・周知活動を実施している。
ガイドブックの作成・配布	「稚内市分別ガイドブック」を全戸に配布しているほか、転入者には転入届の際に配布を行っている。
外国人向けガイドブックの作成	技能実習生として訪れている外国人向けにベトナム語及び中国語のガイドブックを作成し配布を行っている。
街頭啓発等	6月の環境月間及び10月の3R月間等における街頭啓発のほか、消費生活展において、ごみに関するパネル展示による広報を実施している。

6 ごみ処理施設

6-1 稚内市リサイクルセンター

稚内市リサイクルセンターは、資源物の資源化を目的とした中間処理施設であり、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、白色トレイ、金属類、乾電池、蛍光灯、水銀使用の体温計・温度計の処理を行っています。

なお、紙類（紙パック、新聞紙、雑誌、段ボール、その他の紙）については、市内古紙業者に、古着類については市内福祉団体に、それぞれ処理委託しています。

表 2-8 稚内市リサイクルセンターの概要

1.所在地	稚内市新光町1789番地
2.建築仕様	鉄骨造平屋建
3.延床面積	処理棟：1,050.00㎡ カレドヤード：99.56㎡
4.処理方式	缶 : 選別圧縮（選別圧縮機0.675t/日） びん : 手選別 ペットボトル : 圧縮成型（ペットボトル減容器1.375t/日） 容器包装プラスチック : 圧縮成型（容器包装プラスチック機1.65t/日） 白色トレイ : 減容固化（白色トレイ減容器56.45kg/日） 金属類 : 手選別 乾電池、蛍光灯、水銀使用の体温計・温度計 : 保管

6-2 稚内市バイオエネルギーセンター

稚内市バイオエネルギーセンターは、PFI事業により整備を行い、平成24年（2012年）4月から供用を開始しました。

生ごみのほか、紙類、廃食用油、下水道汚泥、水産廃棄物を併せて処理しています。これらの廃棄物については、微生物による発酵処理により減容化を行うとともに、発酵の過程で発生するバイオガスをエネルギーとして活用しています。

表 2-9 稚内市バイオエネルギーセンターの概要

1.所在地	稚内市新光町1789番地
2.建築仕様	鉄骨造地下1階地上2階建
3.延床面積	2,062m ²
4.受入対象物	生ごみ、紙類、廃食用油、下水道汚泥、水産廃棄物
5.処理方式	メタン発酵バイオガス方式（中温発酵） 受入処理能力34t/日
6.運営期間	平成24年（2012年）4月～令和9年（2027年）3月

6-3 稚内市一般廃棄物最終処分場

稚内市一般廃棄物最終処分場は、PFI事業により整備を行い、令和2年（2020年）12月から供用を開始しました。本処分場は埋立地を屋根で覆った被覆型（クローズド型）の処分場であり、周辺環境に配慮した最終処分場です。

表 2-10 稚内市一般廃棄物最終処分場の概要

1.所在地	稚内市新光町1789番地
2.処分場形式	クローズド型廃棄物最終処分場
3.埋立面積	13,894m ²
4.埋立容量	140,389m ³
5.埋立対象物	一般ごみ、大型ごみ、中間処理残渣、産業廃棄物
6.浸出水処理施設	生物処理+凝集沈殿 処理能力40m ³ /日
7.運営期間	令和2年（2020年）12月1日～令和12年（2030年）11月30日

7 その他の取組

7-1 不法投棄防止活動

不法投棄の防止及び不法投棄が発生した場合に迅速かつ的確に対応するため、各関係機関及び警察等と連携するとともに、専門の職員を配置し、パトロールとごみの回収を行っています。また、毎年5月30日（ごみゼロの日）には、市内大型店舗にて、北海道宗谷総合振興局及び北海道産業資源循環協会との共催により、不法投棄防止に関する街頭啓発を実施しています。

表 2-11 不法投棄防止対策監視員による不法投棄回収実績

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
投棄場所及び 発見数 (件)	民有地	0	1	0	1	0
	山林 (民・公)	0	1	0	0	1
	公道	0	0	1	0	1
	河川用地	0	0	0	0	1
	その他公有地	5	2	0	0	0
	ごみステーション	56	38	34	36	57
計	61	42	35	37	60	
回収処理量 (kg)		625	581	500	205	310
警察へ報告 (件)		0	0	0	0	0

7-2 漂着ごみ対策

海浜地に漂着するごみについては、本来海岸管理者が処理すべきものですが、これらを放置した場合は、景観上の問題が生じるほか、不法投棄を助長するおそれがあるため、平成20年度（2008年度）から海岸一斉清掃（海岸クリーン作戦）を実施しています。

表 2-12 海岸クリーン作戦の実績

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
月日	7月5日	中止	6月5日	雨天中止	6月2日
場所	声間海岸	坂の下海岸	坂の下海岸	声間海岸	声間海岸
回収量 (t)	1.0	-	0.9	-	1.3
団体数 (団体)	57	-	45	-	53
人数 (人)	450	-	270	-	350

7-3 ボランティアごみ処理券

生活系ごみの有料化に伴い、道路・公園・河川・海浜地等の公共の場所での清掃ボランティア活動（春・秋の一斉清掃）を対象として、無償でごみを受入れする制度を導入しています。

表 2-13 一斉清掃の実績

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
町内会数 (町内会)	春の 一斉清掃	ステーション	10	19	22	24	24
		処分場搬入	0	0	8	3	8
		計	10	19	30	27	32
	秋の 一斉清掃	ステーション	2	2	-	-	3
		処分場搬入	1	0	-	-	0
		計	3	2	-	-	3
	春・秋いずれか1回以上実施		13	21	30	27	32
ボランティア処理券交付数 (枚)		1,735	615	1,080	686	1,287	

7-4 ごみステーション設置助成事業

生活系ごみの有料化による財源を活用して、平成21年度（2009年度）から町内会等が設置するごみステーションの設置費用に対する助成制度を開始しました。また、ごみステーションの改修や消耗品の支援、ごみステーションに不法投棄されたごみの撤去等、ごみステーション周辺の美化対策への支援を行っています。

表 2-14 ごみステーション設置助成の実績

区分	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)		
助成申請団体数 (町内会)	6			8			19			10			14		
助成決定団体数 (町内会)	6			7			8			7			8		
新設・取替件数 (基)	7			7			8			9			9		
新設	0			0			1			1			0		
	大	中	小	大	中	小	大	中	小	大	中	小	大	中	小
	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
取替・増設	7			7			7			8			9		
	大	中	小	大	中	小	大	中	小	大	中	小	大	中	小
	2	3	2	2	4	1	1	4	2	0	6	2	2	2	5
設置助成金額 (円)	840,000			870,000			870,000			942,680			990,000		

表 2-15 ごみステーション設置助成限度額

区分	助成限度額	備考
大型ごみステーション	150,000円	幅2.80m×高さ2.10m×奥行き1.25m
中型ごみステーション	120,000円	幅1.80m×高さ2.10m×奥行き1.25m
小型ごみステーション	90,000円	幅1.50m×高さ1.50m×奥行き1.00m

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出量

1-1 年間排出量

過去5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））の廃棄物の排出量実績を表2-16に示します。

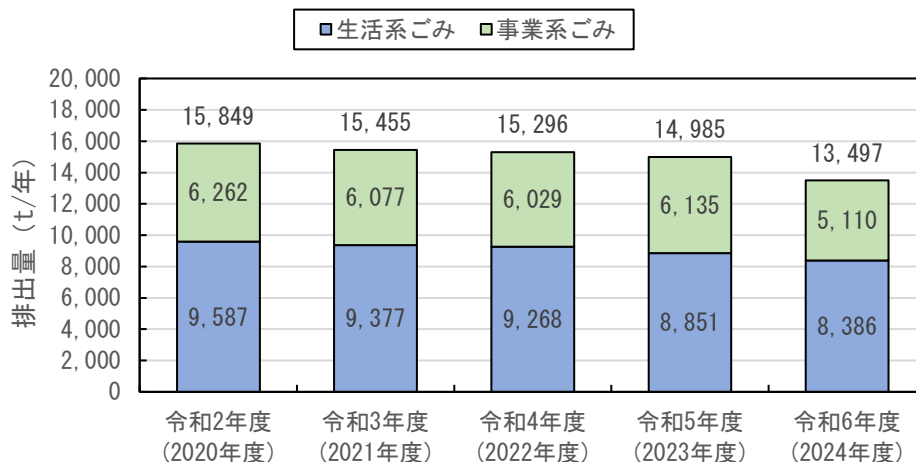
生活系ごみ排出量は減少を続けており、令和6年度（2024年度）は8,273t/年となっています。事業系ごみ排出量も減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）は5,110t/年となっています。

表 2-16 ごみ排出量の実績

（単位：t/年）

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
生活系ごみ	計画収集ごみ	一般ごみ	4,611	4,428	4,283	4,099	3,914
		生ごみ	1,100	1,028	982	956	906
		大型ごみ	24	30	24	23	22
		資源物	2,883	2,898	2,905	2,799	2,655
	計	8,618	8,384	8,194	7,877	7,496	
	直接搬入ごみ	一般ごみ	833	851	934	818	775
		生ごみ	3	1	1	1	2
計		835	852	936	819	777	
計	9,454	9,236	9,130	8,696	8,273		
事業系ごみ	許可業者搬入ごみ	一般ごみ	3,549	3,601	3,466	3,382	3,294
		生ごみ	381	451	437	422	329
		計	3,930	4,051	3,903	3,804	3,623
	自己搬入ごみ	一般ごみ	1,257	569	596	581	563
		生ごみ	87	106	102	102	99
		計	1,344	675	698	682	662
	その他事業系ごみ	988	1,351	1,428	1,649	826	
計	6,262	6,077	6,029	6,135	5,110		
ごみ排出量	15,716	15,313	15,159	14,831	13,383		
集団回収量	133	142	138	154	113		
ごみ総排出量	15,849	15,455	15,296	14,985	13,497		

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。



※生活系ごみには集団回収を含みます。

図 2-2 ごみ排出量の実績

1-2 1人1日当たり排出量

過去5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））における廃棄物の1人1日当たり排出量の実績を表 2-17に示します。

1人1日当たりごみ排出量は、令和5年度（2023年度）までは概ね横ばいで推移していましたが、令和6年度（2024年度）は大きく減少し1,212g/人・日となっています。しかしながら、北海道及び全国の1人1日当たりごみ排出量と比較すると、依然として高い水準にあります。

表 2-17 1人1日当たりごみ排出量の実績

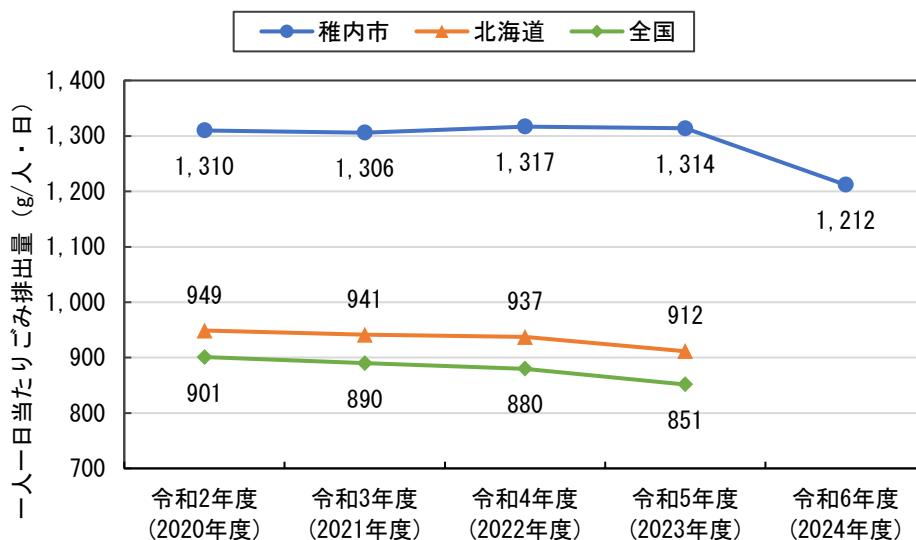
（単位：g/人・日）

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生活系ごみ	792	792	798	776	753
事業系ごみ	518	514	519	538	459
ごみ総排出量	1,310	1,306	1,317	1,314	1,212
（北海道）	949	941	937	912	-
（全国）	901	890	880	851	-

※生活系ごみには集団回収を含みます。

※1人1日当たり排出量（g/人・日）＝排出量（t/年）÷人口（人）÷年間日数（日/年）×10⁶

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より（北海道、全国）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成（北海道、全国）

図 2-3 1人1日当たりごみ排出量の実績

2 資源化量

2-1 資源化量

過去5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））における廃棄物の資源化量の実績を図 2-4に示します。

資源化量は令和3年度（2021年度）に一時的に増加しましたが、その後は減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）は2,904t/年となっています。

内訳については、紙類（紙パック、新聞、雑誌、ダンボール）の量が多く、令和6年度（2024年度）においては全体の約57%を占めています。

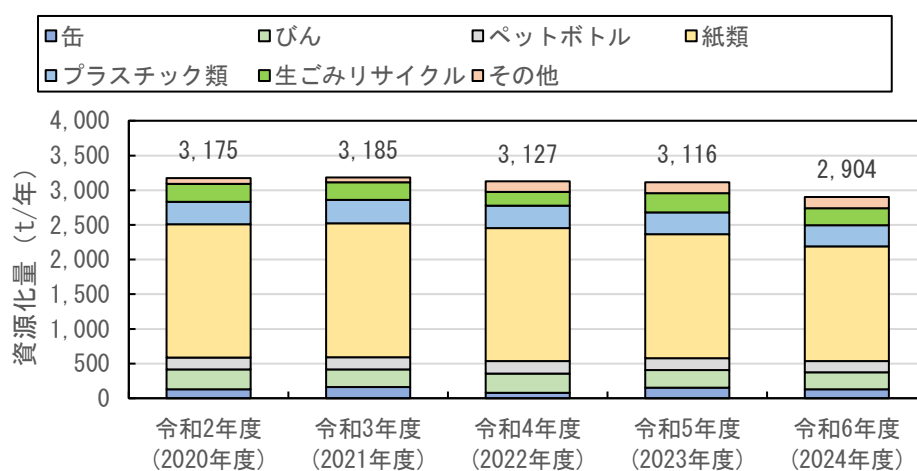


図 2-4 資源化量の実績

2-2 リサイクル率

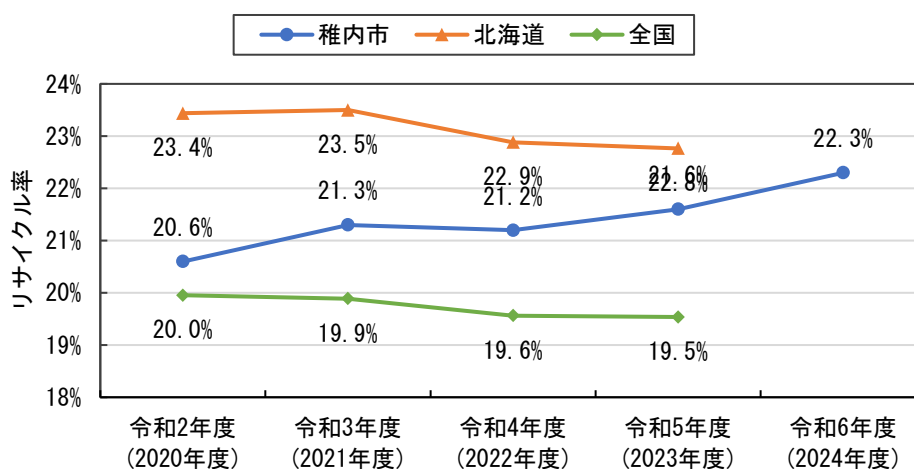
リサイクル率は増加傾向にあり、令和6年度（2024年度）は22.3%となっています。北海道平均のリサイクル率と比較すると低い水準ですが、全国平均のリサイクル率より高い水準となっています。

表 2-18 リサイクル率の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
稚内市	20.6%	21.3%	21.2%	21.6%	22.3%
北海道	23.4%	23.5%	22.9%	22.8%	-
全国	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	-

※リサイクル率=総資源化量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成（北海道、全国）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成（北海道、全国）

図 2-5 リサイクル率の実績

3 最終処分量

最終処分量は、令和3年度（2021年度）以降減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）は11,534t/年（埋立資材を除く）となっています。

表 2-19 稚内市最終処分の処理実績*

(単位：t/年)

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
一般 廃棄物	生活系ごみ	一般ごみ	5,444	5,278	5,217	4,917	4,689
		生ごみ	0	0	0	0	0
		大型ごみ	24	30	24	23	22
		計	5,468	5,308	5,241	4,940	4,711
	事業系ごみ	一般ごみ	4,806	4,170	4,063	3,962	3,857
		生ごみ	0	0	0	0	0
		その他	988	1,351	1,428	1,649	826
		計	5,794	5,521	5,491	5,611	4,682
	バイオエネルギー センター	処理前選別	395	371	373	345	311
		処理後搬出	249	248	298	253	246
計		644	619	672	598	558	
処分場脱水汚泥		274	254	269	228	245	
有価物搬出		-78	-93	-81	-87	-90	
合計		12,102	11,608	11,591	11,290	10,105	
産業 廃棄物	汚泥	1,640	1,295	1,621	1,362	1,358	
	動植物性残渣	89	92	85	96	37	
	焼却残渣	33	54	46	39	34	
	計	1,763	1,441	1,752	1,498	1,428	
廃棄物計		13,865	13,049	13,343	12,787	11,534	
埋立資材（覆土）		979	5,650	4,331	1,916	2,000	
合計		14,843	18,700	17,673	14,704	13,533	

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

※事業系ごみにおける「その他」は、大掃除、海藻・漂着物、草・笹等、動植物性残渣、火災・災害ごみ、不法投棄等を示します。

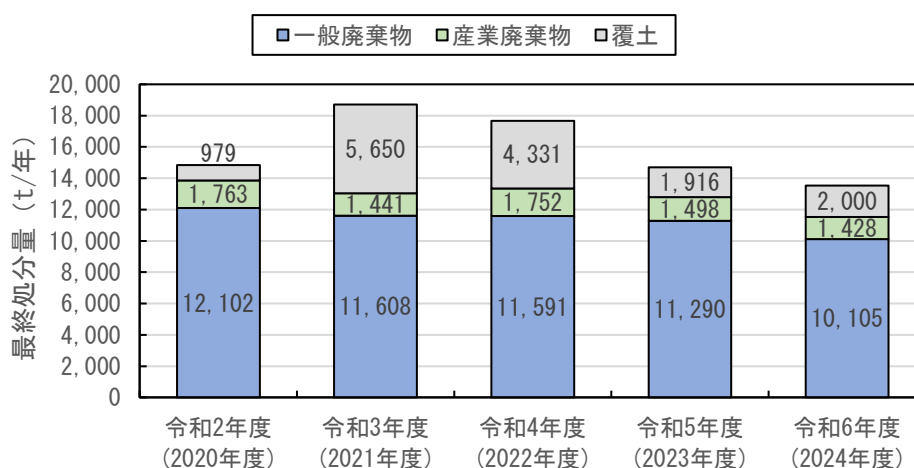


図 2-6 最終処分量の実績

4 ごみの組成

令和6年度（2024年度）において、最終処分場で処理されている生活系及び事業系一般ごみを対象に実施したごみ質調査結果を表 2-20に示します。

適正に分別排出された一般ごみの割合は、生活系で48.59%、事業系が53.68%となっています。一方、残りについては生ごみあるいは資源物として分別排出されるべきものであり、その内訳は生ごみが生活系では33.99%、事業系では28.89%、資源物が生活系では16.47%、事業系では17.43%となっています。また、事業系一般ごみには、本来は産業廃棄物として排出されるべきプラスチック製品が12.06%混入している実態が確認されました。

表 2-20 ごみ質調査結果（令和6年（2024年）8月22日、23日実施）

区分		重量 (kg)		構成比 (%)				
		生活系	事業系	生活系		事業系		
一般ごみ	紙ごみ（資源物以外）	121.25	48.40	28.36	48.59	29.25	53.68	
	紙おむつ	34.80	2.10	8.14		1.27		
	布類（資源物以外）	11.15	3.70	2.61		2.24		
	草木類	14.15	11.05	3.31		6.68		
	プラスチック製品（資源物以外）	19.05	19.95	4.46		12.06		
	皮革・ゴム類	4.50	3.40	1.05		2.06		
	陶磁器類・ガラス類	0.15	0.20	0.04		0.12		
	その他	2.65	-	0.62		-		
生ごみ	生ごみ	145.35	47.80	33.99	33.99	28.89	28.89	
	生ごみ不適合（動物の骨類、貝殻）	-	-	-		-		
資源物	紙類	新聞	3.20	-	0.75	16.47	-	17.43
		雑誌		3.15	-		1.90	
		段ボール	0.95	1.05	0.22		0.63	
		紙製容器	8.75	8.00	2.05		4.84	
		紙パック	3.70	0.80	0.87		0.48	
	缶類	アルミ缶	0.65	0.45	0.15		0.27	
		スチール缶	0.85	-	0.20		-	
	びん類	無色びん	1.20	-	0.28		-	
		茶色びん	1.45	0.45	0.34		0.27	
		その他びん	0.80	-	0.19		-	
	プラ類	ペットボトル	5.35	1.15	1.25		0.70	
		プラスチック容器	33.15	13.70	7.75		8.28	
		白色トレイ	0.35	0.10	0.08		0.06	
	その他	金属類	5.50	-	1.29		-	
古衣類		4.50	-	1.05	-			
蛍光管、乾電池、体温計、温度計		-	-	-	-			
小型家電		-	-	-	-			
指定ごみ袋	指定ごみ袋	4.05	-	0.95	0.95	-	-	
合計		427.50	165.45	100.00	100.00	100.00	100.00	

※構成比について、四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

5 ごみ処理費用

5-1 ごみ処理費用

令和6年度（2024年度）におけるごみ処理経費は、約8.1億円となっており、人口一人当たり
に換算すると、約27,000円となっています。

表 2-21 ごみ処理経費

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
処理費	千円	523,787	575,582	569,711	586,553	630,227
人件費	千円	13,519	12,370	12,670	14,442	15,017
施設建設費	千円	1,126,619	240,994	955,710	81,133	116,179
その他	千円	29,031	29,192	30,652	33,361	48,022
合計	千円	1,692,956	858,138	1,568,743	715,489	809,445
人口	人	33,150	32,423	31,811	31,150	30,510
一人当たり経費	円/人	51,070	26,467	49,314	22,969	26,530

※処理費：収集運搬から最終処分までごみ処理に関わる処理費や委託費（産業廃棄物処理に関わる費用は含まず）

※人件費：ごみ処理に関わる稚内市職員人件費

※施設建設費：施設整備に関わる建設費や調査計画費

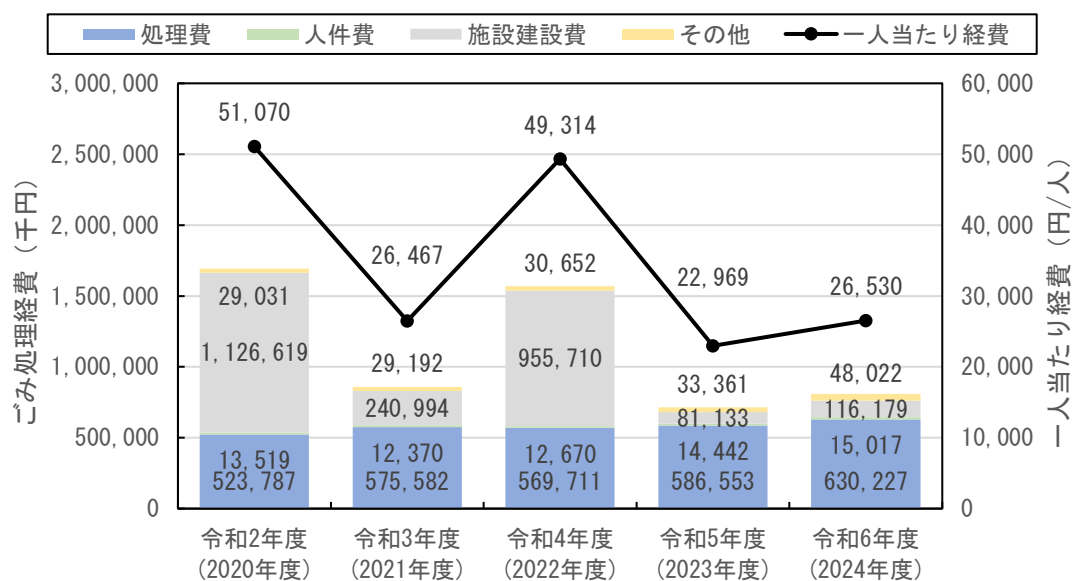


図 2-7 ごみ処理経費

5-2 ごみ処理単価

令和6年度（2024年度）におけるごみ（資源物を含む。）の処理単価は、約47,100円/tとなっており、資源物のみの処理単価は約80,400円/tとなっています。なお、稚内市のごみ処理単価は北海道平均のごみ処理単価と同程度の水準となっています。

表 2-22 ごみの種類別の処理費・処理単価

区分		単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
処理費・委託費	ごみ	千円/年	523,787	575,582	569,711	586,553	630,227
	うち資源物		182,657	182,946	188,923	198,131	213,553
ごみ排出量 (集団回収除く)	ごみ	t/年	15,716	15,313	15,159	14,831	13,383
	うち資源物		2,883	2,898	2,905	2,799	2,655
処理単価	ごみ	円/t	33,329	37,587	37,583	39,550	47,071
	資源物		63,353	63,120	65,023	70,785	80,450
(北海道)	ごみ	円/t	32,953	34,732	36,741	41,095	-

※処理費・委託費：収集及び処理に係る経費であり、建設費、人件費等は含みません。

※北海道ごみ処理単価 (円/t) = 処理・委託費 (千円) ÷ ごみ排出量 (集団回収除く) (t)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成 (北海道)

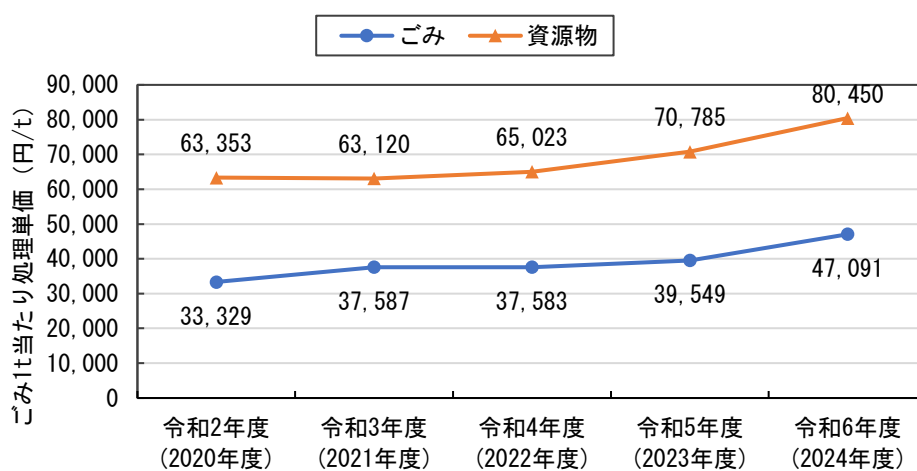


図 2-8 ごみの種類別の処理単価

6 ごみ処理の課題

6-1 ごみ排出量削減に向けた取組の推進

令和5年度（2023年度）における道内35都市の1人1日当たりごみ排出量は、表 2-23のとおり35都市中3番目に排出量が多い状況となっています。平成21年度（2009年度）からごみ処理の有料化を開始し、平成20年度（2008年度）から平成21年度（2009年度）にかけて1人1日当たりごみ排出量は1,449g/人・日から1,221g/人・日と大きく減少しました。令和6年度（2024年度）の1人1日当たりごみ排出量は1,212g/人・日であり、平成21年度（2009年度）と比較すると僅かに減少しています。一方、令和5年度（2023年度）の（「生活系ごみ」のうち、資源化しているもの（稚内市では生ごみ及び資源ごみ、地域で回収している集団回収）を除いた）「家庭系ごみ」（稚内市では一般ごみ及び大型ごみに該当）の排出量は433g/人・日であり、北海道平均441g/人・日より8g/人・日少なく、道内35市の中では13番目に少ない排出量となっています。今後も引き続き啓発活動やリユース・リサイクル促進策をさらに強化し、市民一人ひとりが日常生活の中で、ごみの発生・排出抑制に主体的に取り組むことができる環境づくりが必要です。

6-2 リサイクル率向上のための取組の推進

令和5年度（2023年度）における道内35都市のリサイクル率は、表 2-23のとおり35都市中14番目となっています。令和6年度（2024年度）のリサイクル率は22.3%であり、資源物集団回収奨励金事業等のリサイクル率向上に向けた施策の効果もあって、リサイクル率は増加傾向にあります。しかし、依然として一般ごみ中に資源物が含まれており、令和6年度（2024年度）に実施した調査では、一般ごみに含まれる資源物の割合が16.5%であることが確認されています。今後、さらなるリサイクル率の向上を図るため、資源物の分別徹底に取り組む必要があります。

6-3 生ごみの分別徹底の推進

平成24年度（2012年度）から稚内市バイオエネルギーセンターが供用を開始し、生ごみ等の処理が行われていますが、生ごみの搬入量は計画受入値を下回っている状況です。その原因の一つは、生ごみの分別が不十分で一般ごみとして排出されていることが挙げられます。令和6年度（2024年度）に実施した調査では、一般ごみ中に含まれる生ごみの割合が34.0%であることが確認されており、生ごみの分別徹底を図る必要があります。

6-4 分別品目の拡大

製品プラスチックのリサイクルに向けた法制度の整備を踏まえ、製品プラスチックの分別及び資源化を実施するための検討を進める必要があります。

また、リチウムイオン電池の不適切な処理は火災や爆発事故の危険性を高めるだけでなく、有害物質による土壌や水質の汚染を引き起こす懸念があることから、安全かつ効率的な分別・収集体制の確保と、適切な処理方法に関する周知を図る必要があります。

6-5 ごみ出しルール・マナー向上のための取組の推進

ごみ出しルールやマナーについては、これまでの取組により一定の改善がみられるものの、依然として不適切な排出行動が見られます。地域外の持ち込みや事業所からのごみステーション排出等、不適正排出の改善に向けた取組を引き続き推進する必要があります。

表 2-23 道内35市の1人1日当たりごみ排出量、リサイクル率

(単位：g/人・日)

(単位：%)

1人1日当たりの排出量											リサイクル率			
合計			生活系ごみ		家庭系ごみ (集団回収・資源物除く)			事業系ごみ						
順位	全国平均	851	順位	全国平均	592	順位	全国平均	475	順位	全国平均	259	順位	全国平均	19.5
	全道平均	912		全道平均	628		全道平均	441		全道平均	284		全道平均	22.8
1	恵庭市	695	1	留萌市	538	1	富良野市	243	1	恵庭市	142	1	富良野市	62.8
2	留萌市	797	2	赤平市	545	2	士別市	289	2	北広島市	210	2	網走市	41.3
3	札幌市	803	3	恵庭市	554	3	恵庭市	335	3	紋別市	212	3	恵庭市	38.6
4	江別市	829	4	札幌市	557	4	芦別市	343	4	三笠市	214	4	苫小牧市	30.6
5	北広島市	866	5	美唄市	567	5	札幌市	367	5	北斗市	222	5	北斗市	27.3
6	石狩市	878	6	士別市	570	6	留萌市	370	6	帯広市	224	6	伊達市	26.9
7	士別市	881	7	登別市	571	7	美唄市	393	7	歌志内市	229	7	芦別市	25.7
8	帯広市	884	8	苫小牧市	595	8	北斗市	398	8	江別市	229	8	札幌市	24.7
9	北斗市	884	9	富良野市	597	9	北広島市	407	9	岩見沢市	242	9	帯広市	24.5
10	網走市	893	10	江別市	599	10	網走市	411	10	北見市	243	10	美唄市	23.9
11	岩見沢市	894	11	石狩市	614	11	旭川市	421	11	札幌市	246	11	赤平市	23.7
12	名寄市	900	12	名寄市	615	12	苫小牧市	425	12	網走市	256	12	千歳市	23.6
13	富良野市	905	13	旭川市	619	13	稚内市	433	13	留萌市	259	13	名寄市	23.1
14	深川市	907	14	芦別市	623	14	帯広市	444	14	石狩市	265	14	稚内市	21.6
15	旭川市	909	15	網走市	637	15	名寄市	449	15	深川市	267	15	留萌市	21.3
16	赤平市	919	16	小樽市	640	16	石狩市	460	16	滝川市	271	16	紋別市	21.3
17	紋別市	944	17	深川市	640	17	滝川市	463	17	名寄市	286	17	室蘭市	21.0
18	滝川市	944	18	室蘭市	648	18	小樽市	466	18	旭川市	290	18	北広島市	20.7
19	北見市	948	19	岩見沢市	652	19	歌志内市	469	19	富良野市	308	19	旭川市	20.4
20	美唄市	952	20	北広島市	656	20	千歳市	470	20	士別市	312	20	釧路市	20.2
21	歌志内市	962	21	帯広市	660	21	登別市	475	21	千歳市	347	21	江別市	19.7
22	登別市	1,005	22	北斗市	663	22	江別市	476	22	釧路市	352	22	歌志内市	19.3
23	伊達市	1,056	23	滝川市	673	23	赤平市	487	23	伊達市	362	23	砂川市	19.2
24	千歳市	1,081	24	函館市	688	24	岩見沢市	496	24	赤平市	374	24	深川市	18.7
25	苫小牧市	1,093	25	伊達市	694	25	深川市	507	25	美唄市	386	25	岩見沢市	18.0
26	小樽市	1,093	26	夕張市	701	26	紋別市	515	26	砂川市	411	26	石狩市	17.7
27	釧路市	1,095	27	北見市	705	27	室蘭市	515	27	函館市	411	27	三笠市	17.4
28	函館市	1,099	28	砂川市	719	28	伊達市	538	28	登別市	433	28	滝川市	17.2
29	室蘭市	1,120	29	紋別市	732	29	函館市	545	29	小樽市	454	29	北見市	16.9
30	砂川市	1,130	30	歌志内市	733	30	北見市	556	30	室蘭市	473	30	士別市	16.4
31	芦別市	1,140	31	千歳市	734	31	砂川市	566	31	苫小牧市	497	31	根室市	16.0
32	三笠市	1,294	32	釧路市	743	32	釧路市	569	32	芦別市	517	32	小樽市	15.1
33	稚内市	1,314	33	稚内市	776	33	夕張市	632	33	稚内市	538	33	函館市	14.7
34	根室市	1,526	34	根室市	912	34	根室市	720	34	根室市	614	34	登別市	10.7
35	夕張市	1,762	35	三笠市	1,080	35	三笠市	730	35	夕張市	1,061	35	夕張市	4.1

※環境省「令和5年度(2023年度)一般廃棄物処理実態調査結果」をもとに作成

- (1)生活系ごみ・・・家庭からの一般廃棄物(一般ごみ、生ごみ、資源物(集団回収含む))
- (2)家庭系ごみ・・・「生活系ごみ」から、生ごみ及び資源物を除いたもの

6-6 持続的な中間処理体制の確保及び最終処分量削減のための取組の推進

最終処分量は、ごみ処理体系の変更やリサイクルの推進などにより減少していますが、一般ごみを直接埋立処分していることから、ごみ排出量に占める最終処分量の割合は依然として高くなっています。このため最終処分場の延命化を図るためにも、ごみ排出量の削減に努めるとともに、分別の徹底により、一般ごみに含まれる生ごみや資源物の量を減らし、最終処分量の削減を図る必要があります。さらに、最終処分量や最終処分容量の削減、かつ周辺環境への負荷低減を図るため、状況に応じた中間処理方法の見直しを含めた検討を進めるとともに、公費負担への影響を十分に考慮する必要があります。

6-7 安定的なごみ処理体制の構築

人口減少や働き方改革等の進展を踏まえ、将来にわたって安定的にごみ収集体制を確保するため、ごみステーションの集約や収集ルートの見直し等について、地域全体で協力し合いながら、安全かつ効率的なごみ処理体制の構築に努める必要があります。

6-8 最終処分場の整備

現在の最終処分場は、令和12年（2030年）11月末で埋立終了する計画で整備されていることから、次期最終処分場について、関係法令や基準等に基づき、周辺環境への影響に配慮した最終処分場の整備を着実かつ計画的に進める必要があります。

6-9 ごみ処理手数料の見直し検討

今後のごみ処理費用の増加が見込まれる中で、安定的なごみ処理を実施し、ごみ排出量の削減を図るため、ごみ処理手数料の見直しについて、生活系及び事業系ごみの受益者負担の在り方を検討する必要があります。

6-10 災害等の安定的なごみ処理体制の確保

災害時に発生する災害ごみは、災害廃棄物処理計画に基づき計画的・効率的かつ安全に処理することが求められます。大規模災害が発生した場合は、近隣の自治体や関連団体と協力して処理を行う必要があることから、平常時から、これら関係者との協力体制を構築していく必要があります。

第3章 計画の目標

1 計画の方向性

1-1 第5次稚内市総合計画に基づく方向性

稚内市のまちづくりは、「第5次稚内市総合計画」に基づき進めています。同計画では「海と大地と風の恵み 人が輝き挑戦し続けるまち稚内」を将来都市像として掲げ、5つの基本目標を示しています。

本計画では、総合計画におけるごみ処理分野の目標の達成及び施策の実行に努めます。

(1) 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造から脱却し、天然資源の使用を抑えて環境への負荷を低減する循環型社会の形成が求められています。これまでも取組を進めてきましたが、今後は市民・事業者・市の協働によるごみの発生抑制・再使用・再生利用を一層推進し、循環型社会の形成に努めます。

(2) 住みよい生活環境の確保

地域や団体が行う地域清掃活動等の美化活動に対する支援を行い、良好な生活環境の確保に努めます。また、ごみ出しマナーの徹底などの啓発活動を促進し、環境美化の意識の向上を図ります。

(3) 脱炭素社会の形成

生ごみ等の廃棄物系バイオマスを活用し、エネルギー活用する取組を継続することで、化石燃料の使用削減を図り、脱炭素社会の形成に努めます。

1-2 国の計画等に基づく方向性

(1) 循環型社会形成の推進

令和6年（2024年）8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、5つの柱（重点分野）を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

稚内市においては、生ごみ等のエネルギー活用、資源物の分別収集・リサイクル、ごみの適正処理等に取り組んできましたが、今後はその充実を図る一方、新たな取組の検討等により、さらなる循環型社会の形成に努めます。

(2) ごみ量削減の推進

令和7年（2025年）2月に見直しが行われた「廃棄物処理基本方針」では、再生利用が容易な商品の選択やレンタルなどのサービス利用の検討、二次利用の推進等による排出抑制、食品ロスの削減及び食べ残しの削減の徹底等が国民の役割として示されています。

稚内市における1人1日当たりごみ排出量が多い現状を踏まえ、ごみの減量化に向けて市民や事業者の意識向上を図るとともに、協働による取組を推進します。

1-3 ごみ処理の課題を踏まえた方向性

(1) 3R+Renewableの推進

これまでの各種施策等により、リサイクル率の向上及び最終処分量の削減については、一定の成果を挙げてきました。しかしながら、1人1日当たりごみ排出量は、他都市との比較において35市中3番目に多く（表 2-23参照）、また、一般ごみを直接埋立しているため、ごみ排出量に占める最終処分量の割合が高くなっています。

これらの指標を向上させるため、従来から取組を進めてきた①廃棄物の発生・排出抑制（リデュース：Reduce）、②再使用（リユース：Reuse）、③再生利用（リサイクル：Recycle）のいわゆる3Rに加え、Renewable（再生可能な資源に替える）に取組み、再生可能資源の割合を高めていくことが重要となります。このため、引続き市民・事業者・市が協働して3R+Renewableの取組を進めます。

(2) ごみの分別排出の向上

リサイクル及び適正処理の推進にあたっては、適切なごみの分別排出が重要です。稚内市では、段階的に分別区分の拡大を進めるとともに、啓発活動等により市民や事業者への周知を図ってきました。今後も引き続き啓発等を行い、分別排出の一層の徹底を推進します。

(3) ごみ出しマナー向上

ごみ出しルールやマナーについては、これまでの取組によって多くの市民の協力が得られているものの、なお不適切な排出行動が散見されることから、改善に向けた取組の強化を図ります。

(4) 廃棄物処理施設の整備

排出されたごみのリサイクルやエネルギー利用及び適正処理を推進し、持続可能な資源循環型社会の実現を目指すため、必要な中間処理施設や最終処分場について、計画的かつ環境負荷に配慮した整備を進めます。

(5) ごみ処理費用削減に向けた取組

ごみ処理経費が増大するなか、経費をできる限り抑えたごみ処理を推進します。また、中間処理施設や最終処分場については、長期間の使用を可能とするストックマネジメントの手法を導入し、ごみ処理費用の低減に向けた取組を進めます。

2 基本方針

2-1 ごみ処理の方向

循環型社会形成推進法では、ごみ処理の優先順位が示されており、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分となっています。また、令和4年（2022年）4月1日から施行されたプラスチックの資源循環を目的とした法律「プラスチック資源循環促進法」では、「3R+ Renewable」が基本原則とされています。

これらを踏まえ、前述の計画の方向性から、稚内市が目指すごみ処理の方向を「持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みの推進」とします。

稚内市が目指すごみ処理の方向

「持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みの推進」
～市民・事業者の取り組みによる環境にやさしいごみ処理へ～

2-2 計画の重点方策

(1) ごみ処理への理解・協力の促進

より良いごみ処理を行っていくためには、ごみを排出する市民・事業者のごみ処理への理解し、協力することが不可欠です。ごみの発生抑制・排出抑制を行うことはもちろんのこと、ごみとして排出された後の適切な処理についても理解し、資源化及び処理が正しく実施されるための行動を実践することが重要です。

そこで、本計画では「市民・事業者との協働によるごみ処理」を重点方策として掲げ、市民・事業者・行政のそれぞれが協働して各々の役割を果たすため、市民・事業者に対するごみ処理に関連する様々な情報提供や啓発活動を積極的に行っていきます。

重点方策1：市民・事業者との協働によるごみ処理

(2) ごみの適正排出

リサイクル率の向上及び最終処分量の削減を図るためには、一般ごみに不適正に排出されている生ごみ及び資源物の分別徹底を促進させることが重要です。

一般ごみは最終処分場において埋立処分されますが、ごみの分別を徹底し、一般ごみ中の生ごみ及び資源物を適正排出することにより、最終処分量の減少につながります。また、生ごみ量の増加によるバイオエネルギーセンターにおけるエネルギー回収量の増加や、リサイクルセンターにおける資源回収量の増加にもつながります。事業活動によって発生する生ごみや資源物についても、分別を徹底し、適正に排出することが求められます。事業所ごとに分別方法や排出ルールを明確にし、従業員への教育や分別の実践を促進することが重要です。

そこで、本計画では「生ごみ及び資源物の適正排出」を重点方策として掲げ、市民・事業者への啓発強化等の施策を進めていきます。

重点方策2：生ごみ及び資源物の適正排出

2-3 計画の推進方策

本計画のごみ処理の方向として掲げる「持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みの推進」の達成に向け、市民・事業者・市が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。そして、ごみ排出抑制・リサイクルの推進を通じて、環境負荷をできる限り減らし、ごみとして排出されたものを適正処理していく体制を確保していくことが重要です。

そこで、本計画では次の4つの推進方策を掲げ、各種施策を進めていきます。

推進方策1 : 発生・排出抑制の推進

推進方策2 : 再使用・再生利用の推進

推進方策3 : 持続可能な廃棄物処理体制の確保

推進方策4 : 環境に配慮した廃棄物処理の推進

3 数値目標

3-1 1人1日当たりごみ排出量

稚内市の1人1日当たりごみ排出量は、令和6年度（2024年度）において1,212g/人・日です。

第5次稚内市総合計画では、令和10年度（2028年度）の1人1日あたりごみ排出量目標を掲げており、940g/人・日としています。本計画では、総合計画の目標をもとに、目標年次において900g/人・日を目標とします。

3-2 最終処分量

ごみ排出量の削減、資源化の向上及び中間処理による減量化により、最終処分量の削減を図ります。

目標年次において5,761t/年（令和6年度（2024年度）から約43%削減）を目標とします。

3-3 リサイクル率

稚内市のリサイクル率は、令和6年度（2024年度）において22.3%です。資源物の分別品目の拡大や分別排出の徹底により向上しましたが、近年は伸び悩んでいます。

令和5年度（2023年度）（最新統計年）の比較では、全国の値は上回っていますが、循環型社会の形成に向けて、資源物や生ごみの分別排出を徹底し、資源化を推進する必要があり、目標年次において26.6%を目標とします。

3-4 数値目標

本計画における数値目標を以下に示します。

表 2-24 ごみ処理の数値目標

区分	単位	令和6年度 (2024年度) (現状)	令和12年度 (2030年度) (中間目標)	令和17年度 (2035年度) (中間目標)	令和22年度 (2040年度) (目標年次)
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,212	1,095	998	900
最終処分量	t/年	10,105	8,579	7,088	5,761
リサイクル率	%	22.3	24.0	25.3	26.6

※「1人1日当たりごみ排出量」には集団回収を含みます。

3-5 ごみ排出量の見通し

生活系ごみ排出量は、目標年次において令和6年度（2024年度）から約36%削減し、5,372t/年を目指し、人口減少により675t/年（8.1%）、ごみ排出抑制により2,339t/年（27.9%）の削減を進めます。

事業系ごみ排出量は、目標年次において令和6年度（2024年度）から約36%削減し、3,264t/年を目指し、人口減少により423t/年（8.3%）、ごみ排出抑制により1,423t/年（27.8%）の削減を進めます。

なお、ごみ排出量予測に必要な行政区域内人口は、稚内市デジタル田園都市構想総合戦略（2024年9月）における目標人口とします。

表 2-25 ごみ排出量の見通し

単位：t/年

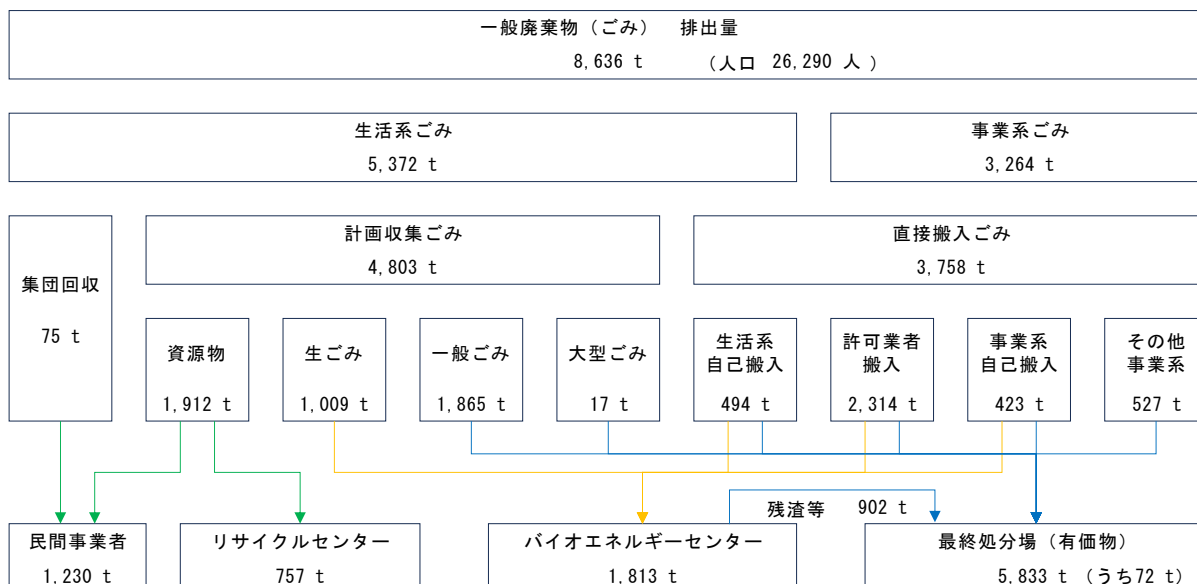
区分	令和6年度 (2024年度) (現状)	令和12年度 (2030年度) (中間目標)	令和17年度 (2035年度) (中間目標)	令和22年度 (2040年度) (目標年次)
生活系ごみ	8,386	7,458	6,387	5,372
事業系ごみ	5,110	4,533	3,880	3,264
ごみ総排出量	13,497	11,991	10,267	8,636

※生活系ごみには集団回収を含みます。

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

3-6 ごみ処理量の見通し

目標年次におけるごみ処理フローを以下に示します。



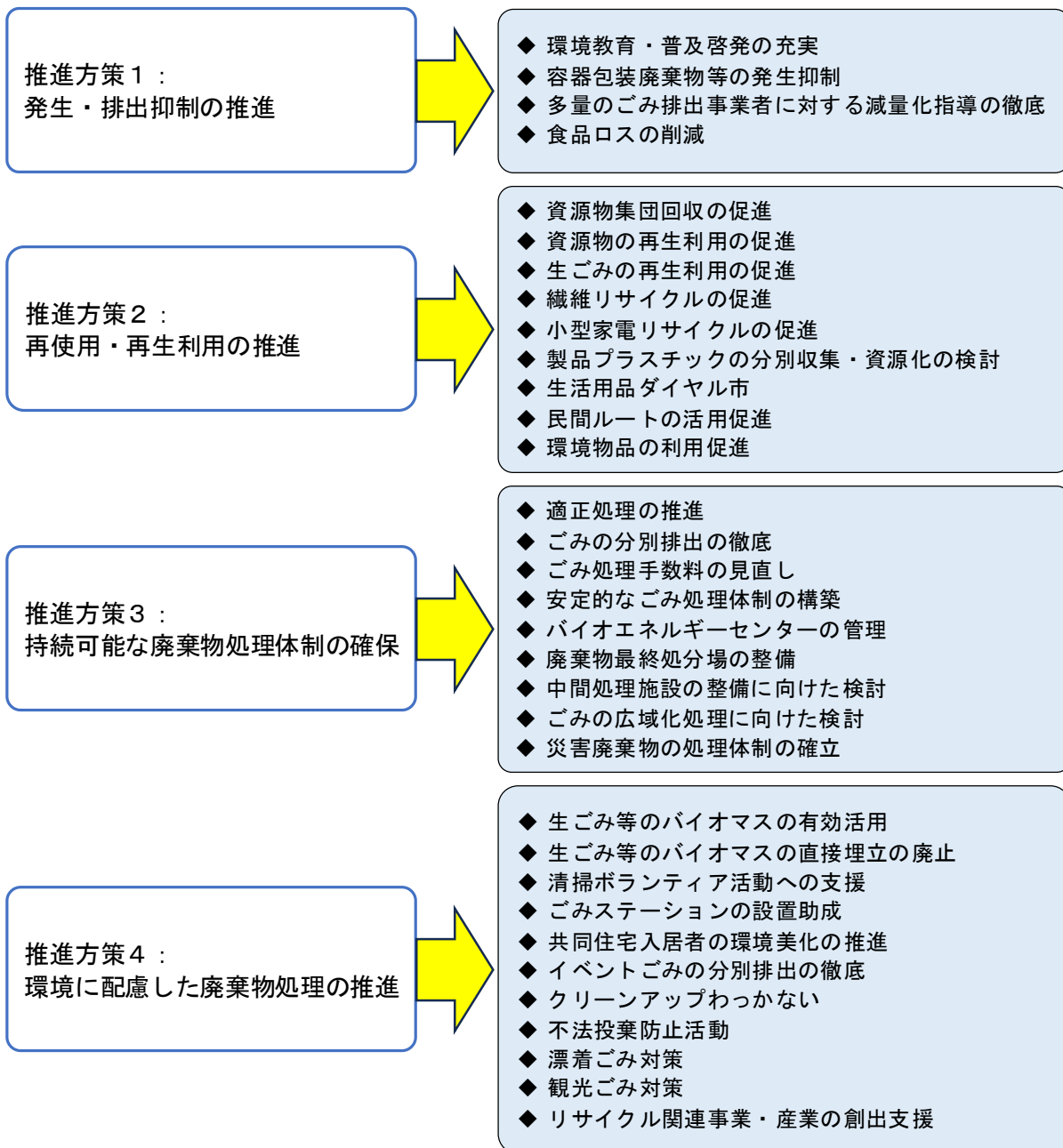
※資源物のうち、「その他の紙」はバイオエネルギーセンターに搬入・処理しているため、合計は一致していません。

図 2-9 ごみ処理フロー（目標年次）

稚内市が目指すごみ処理の方向
「持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みの推進」
 ～市民・事業者の取り組みによる環境にやさしいごみ処理へ～

重点方策1：市民・事業者との協働によるごみ処理

重点方策2：生ごみ及び資源物の適正排出



5 目標実現に向けた『市民』の行動

5-1 推進方策1「発生・排出抑制の推進」関連

(1) ごみを発生させない生活様式の定着

ごみの発生・排出抑制に向けた第一歩として、ごみになるものを購入・持ち込まないことや、物を使い切る生活様式の推進が重要です。詰め替え製品や長寿命製品の利用など、ごみを発生させない生活様式の定着に努めます。

(2) 容器包装廃棄物等の発生抑制

容器包装廃棄物は、適切な分別によりリサイクルが可能ですが、循環型社会の形成にはその排出抑制も重要です。マイバッグの持参によるレジ袋削減のほか、詰め替え製品の利用促進や簡易包装への協力などを通じ、容器包装廃棄物の発生抑制に努めます。

(3) 生ごみの発生・排出抑制

家庭から排出される生ごみには、食べ残しや手つかずの食品などの食品ロスが多く含まれています。食べ切りや食材の使い切りによる食品ロス削減は、食べ物の無駄を防ぐとともに、ごみの削減にもつながります。また、生ごみには水分が多く含まれるため、捨てる前に乾燥や水切りを行うことで水分を減らすことができます。これらの取り組みを通じ、食品ロス削減や生ごみの水分低減に努めます。

5-2 推進方策2「再使用・再生利用の推進」関連

(1) 資源物集団回収の促進 <<重点>>

資源物の集団回収は、資源としての活用とともに、活動を通じて環境意識の向上も期待できます。平成20年度（2008年度）より実施している資源物集団回収奨励金事業を活用し、ごみの再使用・再生利用に努めます。

5-3 推進方策3「持続可能な廃棄物処理体制の確保」関連

(1) 適正な分別の徹底 <<重点>>

再生利用や適正処理を進めるためには、処理方法に応じたごみの分別が不可欠です。稚内市が定めるごみの分別区分に従った排出の徹底を図るとともに、適切な処理を実施し、資源の有効活用と環境負荷の低減に努めます。

5-4 推進方策4「環境に配慮した廃棄物処理の推進」関連

(1) ごみ出しルールの徹底

現在、ごみは4種20分類に分別し、共同住宅に専用のごみステーションが設置されている場合を除き、各町内会で設置・管理するごみステーションへ決められた曜日の朝に排出することを原則としています。他町内会のステーションへの排出や、収集日以外の排出は行わないようルールを順守します。

(2) 地域の環境美化の推進

ごみステーションがきれいに保たれていることは、不適正な排出を減らし、ごみ出しマナーの向上にも寄与します。そのため、ごみステーションおよびその周辺の環境美化に努め、町内会の清掃活動にも積極的に参加して地域の環境美化を進めます。

6 目標実現に向けた『事業者』の行動

6-1 推進方策1「発生・排出抑制の推進」関連

(1) 環境に配慮した事業活動の推進

環境配慮製品の積極的な購入をはじめ、社内文書の電子化・ペーパーレス化による紙ごみ削減など、社内全体で環境負荷の低減に配慮した事業活動に努めます。

(2) 食品廃棄物の発生抑制

飲食店やホテル・旅館などから排出される食品廃棄物は、特に観光シーズンにおいて大量に発生します。食品廃棄物は食品リサイクル法に基づき、食品の製造・加工、流通、飲食物の提供を行う事業者全てに対して、発生抑制・再生利用・減量の取組が求められていることから、関連事業者は食品廃棄物の削減を積極的に進め、発生抑制に努めます。

(3) ごみを発生させない事業活動の推進

事業者は、事業系ごみの排出者として自覚を持ち、適切に対応することが求められます。さらに、商品やサービスを提供する立場として、使い捨て製品の製造・販売や過剰包装を控え、製品の長寿命化や使用済み製品の引き取りを実施することで、無駄なごみを発生させない事業活動に努めます。

6-2 推進方策2「再使用・再生利用の推進」関連

(1) 資源物の再生利用の促進 <<重点>>

商品や物品の流通において使用されるダンボールなどの包装材に加え、缶・びん・ペットボトル等の容器包装が事業活動を通じて発生します。これらの資源物については、事業者が自ら回収業者に引き渡し、再生利用の推進に努めます。

(2) 環境物品の利用促進

ごみの循環利用を促進するためには、再生品の利用拡大が重要です。事務作業などで使用する物品については、使い捨て商品を極力避け、エコマーク商品などの環境に配慮した製品を積極的に選び利用するよう努めます。

6-3 推進方策3「持続可能な廃棄物処理体制の確保」関連

(1) 適正な事業系ごみの処理 <<重点>>

事業活動に伴って排出されるごみの処理責任は、排出した事業者にあります。事業者は、自らの責任でごみの発生抑制、再使用、再生利用に努めるとともに、特にリサイクル可能な資源物の分別を強化し、廃棄物の削減を推進します。さらに、稚内市の施設にごみを搬入する際には、市が定めた分別区分に従い、適正に排出するよう努めます。特に食品廃棄物や容器包装廃棄物の減量及び分別に重点を置き、事業活動全体で環境負荷の低減を図ります。

6-4 推進方策4「環境に配慮した廃棄物処理の推進」関連

(1) 適正なごみ排出の徹底 《重点》

事業活動に伴い排出されるごみの処理責任は、排出した事業者にあります。稚内市の施設にごみを搬入する際は、適正に分別を行ったうえで、事業者が自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託する必要があります。また、事業系ごみを生活系ごみとしてごみステーションに排出しないほか、産業廃棄物については、一般廃棄物とは異なる取り扱いが必要であり、法令を遵守した適切な排出方法を徹底します。

(2) 共同住宅所有者のごみステーション設置

ごみ排出マナーの向上を目的として、6戸以上の共同住宅の所有者または建設を予定している者には、生活系ごみ用の専用ごみステーションの設置を条例で求めています。共同住宅の所有者や建設予定者は、専用ステーションの設置を徹底します。

第4章 目標達成に向けた具体的な施策

1 発生・排出抑制の推進

1-1 環境教育・普及啓発の充実 《重点》

子供から大人まで、年齢や状況に応じた適切な情報提供を実施します。稚内市のホームページ、公式LINE、ポスター、パネルなどを活用し、情報発信を一層強化するとともに、ごみの発生抑制や排出抑制を促進するための広報活動や環境教材等の充実を図ります。また、ごみ処理についての理解を深めてもらうために、出前講座や説明会の開催、並びにごみ処理施設の見学会を実施します。

1-2 容器包装廃棄物等の発生抑制

容器包装廃棄物は適切に分別すればリサイクルが可能ですが、循環型社会の実現には、まずその排出を抑えることが重要です。そのため、マイバッグを持参してレジ袋を削減するほか、詰め替え製品の利用や簡易包装への協力など、容器包装廃棄物等の発生抑制に向けた意識改革を推進します。

1-3 多量のごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、説明会等を開催し、ごみの発生抑制や排出抑制の徹底を啓発します。また、事業者自らが排出量の見込みや排出抑制に関する計画を策定し、具体的な対策を講じるよう指導していきます。

1-4 食品ロスの削減

環境教育や食育等を通じて食品ロスの削減を推進するとともに、宴会等の外食時における食べ残しの削減を目的として「食べきれない量の注文を避ける」、「3010運動の推進」、また日常的に取り組みやすい「てまえどり」などの実践を呼びかけていきます。

3010運動：宴会等の外食時において、開始後30分は席を立たずに食事を楽しむ、終了10分前には自分の席に戻って再度料理を楽しむという全国で展開されている運動のこと

てまえどり：購入してすぐに食べる食品について、賞味期限や消費期限が近い手前の商品から積極的に選ぶこと

2 再使用・再生利用の推進

2-1 資源物集団回収の促進 《重点》

平成20年度（2008年度）から実施している資源物集団回収奨励金事業は、市民、回収業者、市が一体となった協働の取り組みです。市民は資源物の売却金と奨励金を各団体の活動資金として活用でき、回収業者は効率的に資源物を回収できます。今後も、この事業を通じて多くの資源物の回収が行われるよう、引き続き周知していきます。

2-2 資源物の再生利用の促進 《重点》

市民が分別した資源物は、リサイクルセンターや委託業者において選別・圧縮等の処理が行われ、その後再生利用されます。この過程を通じて、資源物がどのように処理され、再生利用されるか、またそれが循環型社会の実現にどのように貢献するかを具体的に広報します。さらに、市民一人ひとりが意識的に分別に取り組むようリサイクルが環境保護や資源節約に果たす重要な役割について周知します。

2-3 生ごみの再生利用の促進 《重点》

市民が分別した生ごみは、バイオエネルギーセンターにおいて処理を行い、エネルギー利用及び肥料として活用されます。この過程を通じて、生ごみがどのように処理され、その後どのようにエネルギー利用及び肥料化利用されているかについて具体的に広報し、生ごみの分別排出の果たす重要な役割について周知します。

2-4 繊維リサイクルの促進 《重点》

稚内市の各施設に設置した繊維（古衣類）回収ボックスを通じて、引き続き衣類の回収を行い、リサイクルを促進します。またこの取り組みを広く市民に周知を行い、回収ボックスの設置場所を増やすことを検討し、回収の拡大を図ります。

2-5 小型家電リサイクルの促進 《重点》

稚内市の各施設に設置した小型家電回収ボックスを通じて、引き続き小型家電の回収を行い、リサイクルを促進します。またこの取り組みを広く市民に周知を行い、回収ボックスの設置場所を増やすことを検討し、回収の拡大を図ります。

2-6 製品プラスチックの分別収集・資源化の検討

プラスチック製品のリサイクルに向けた法律が令和4年（2022年）4月に施行されました。資源の有効活用に向けて、稚内市の実情に応じた分別方法や回収方法などの実施体制について検討を進めます。

2-7 生活用品ダイヤル市

不用品の再利用を促進することで、廃棄物の発生抑制と循環利用を図る「生活用品ダイヤル市」について、市民間での生活用品の再使用を促進するため、利用状況等を踏まえ、情報提供の充実や運用方法の検討を進めます。

2-8 民間ルートの活用促進

スーパーマーケット等における資源物の回収が広がっています。稚内市の資源物の収集・資源化ルート以外にこの民間ルートを活用した資源物回収は資源の有効活用に貢献するものであり、民間ルートによる資源物回収に関する情報提供や市民への周知を行います。

2-9 環境物品の利用促進

エコマーク商品や北海道認定のリサイクル製品など、環境に配慮した物品を積極的に選び、使用していきます。

3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

3-1 適正処理の推進 《重点》

環境負荷をできるだけ少なくする方法でごみの処理を行うとともに、処理施設の維持管理を適正に行います。また、近年のリチウムイオン電池の不適正排出による火災のリスクを踏まえ、法律等の動向を注視し、適切に排出・処理が行われるよう周知等を図っていきます。

3-2 ごみの分別排出の徹底 《重点》

生ごみ及び資源物のリサイクルや埋立処分量削減のためには、適切にごみの分別排出が求められます。このため、市民・事業者に対する説明会等を開催し、ごみの分別排出への啓発を行います。また、ごみステーションの定期的巡回による排出指導や最終処分場における事業系持込ごみに対する分別検査の強化を図るほか、分別収集・運搬の指導等を行います。

3-3 ごみ処理手数料の見直し

ごみ処理経費が増大するなか、排出量に応じた公平な負担を堅持するとともに、分別の徹底が家計の負担軽減に直結する仕組み（経済的インセンティブ）をより明確にするなど、手数料体系の見直しを検討します。

3-4 安定的なごみ処理体制の構築

人口減少や働き方改革等の状況下でも安定的なごみ処理体制を構築し、行政サービスを維持するため、人材確保に努めるとともに、ごみ収集についてはごみステーションの集約化や収集ルート、収集回数の見直し等、施設管理に関しては運営・管理時間の見直し等を進めていきます。

3-5 バイオエネルギーセンターの管理

稚内市バイオエネルギーセンターは、PFI事業により整備を行い、平成24年（2012年）4月より管理運営を開始しました。運営期間は15年間としています。施設の長寿命化・延命化が図られるよう、予防保全を計画的に行い、管理運営事業者のモニタリングをしていきます。また、運営期間終了後もストックマネジメント手法を活用し、施設の長寿命化・延命化に努め、適正処理及びエネルギー利用を行っていきます。

3-6 廃棄物最終処分場の整備

稚内市一般廃棄物最終処分場は、PFI事業により整備を行い、令和2年（2020年）12月より埋立を開始しました。埋立期間は令和12年（2030年）11月までの10年間を計画しています。施設の埋立終了を見据え、新しい最終処分場の整備を進めます。法律や基準等に基づき、周辺環境への影響に配慮した最終処分場を整備します。

3-7 中間処理施設の整備に向けた検討

稚内市では、バイオエネルギーセンターにおいて生ごみの処理、リサイクルセンターにおいて資源物の処理を行っています。安定的かつ衛生的な処理や埋立処分量の削減を目指し、エネルギー・資源の有効活用、脱炭素化、周辺環境への影響の最小化等に優れ、かつ稚内市の人口推移や事業費等も考慮した上で、稚内市に適した処理方法の選定を進め、施設整備等を行います。

3-8 ごみの広域化処理に向けた検討

ごみ処理の効率化や経済、災害時にも安定的に処理を行う体制の確保などの観点から、周辺自治体と協議し、ごみの広域処理や処理施設の集約化、災害時における協力体制の構築について検討を進めていきます。

3-9 災害廃棄物の処理体制の確立

稚内市の近郊には活断層があり、大地震が起こりうる可能性は否定できません。大規模な地震や水害等が発生した際には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、早期の生活環境の回復を図る必要があります。このため、関係機関等と連携しながら災害時の処理体制の確立に努めます。

4 環境に配慮した廃棄物処理の推進

4-1 生ごみ等のバイオマスの有効活用 《重点》

稚内市バイオエネルギーセンターでは、生ごみをはじめ、廃食用油、紙類、下水道汚泥、水産廃棄物などを発酵処理し、これらの廃棄物を減容化するとともに、発酵過程で発生するバイオガスをエネルギーとして有効活用しています。具体的には、発電によって施設内や最終処分場で使用する電力利用するほか、余剰電力は電力会社に売電しています。また、発酵プロセスを支えるために、温水供給を利用してメタン発酵槽を加温し、施設内の暖房やロードヒーティング、さらには発酵残渣物の乾燥にも蒸気を利用しています。

この施設は、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に向けた中核的な役割を果たしており、廃棄物系バイオマスの有効活用とごみの適正処理を通じて最終処分量の削減を図り、持続可能な社会づくりを推進します。

4-2 生ごみ等のバイオマスの直接埋立の廃止 《重点》

生ごみなどの有機性廃棄物が埋立処分されると、メタンガスが発生します。メタンガスは二酸化炭素と同様に温室効果ガスの一種であり、二酸化炭素の28倍もの温室効果を持つため、地球温暖化を加速させる原因となります。そのため、これらの廃棄物を埋立処分しないことは、温暖化対策として極めて重要です。また、埋立を避けることで、最終処分場の容量を長期間維持でき、延命化にも繋がります。

このため、生ごみなどの有機性廃棄物を積極的にリサイクルや再利用することで、環境負荷を低減し、持続可能な資源循環を促進し、温暖化対策と最終処分場の延命化を進めていきます。

4-3 清掃ボランティア活動への支援

道路、公園、河川、海浜地などの公共の場所で行われる清掃ボランティア活動に対しては、ボランティアごみ処理券を交付し、無償でごみの受け入れを行っています。この制度は、市民の環境保護活動を支援し、地域の美化や環境意識の向上を促進するための重要な取り組みであり、今後も継続して実施していきます。

4-4 ごみステーションの設置助成

ごみステーションの更新費用の補助を継続するほか、ごみステーションに不法投棄されたごみの撤去など、ごみステーション周辺の美化対策への支援も行っています。

4-5 共同住宅入居者の環境美化の推進

共同住宅の所有者や新たに建設を予定している者に対しては、専用のごみステーション設置を指導し、地域のごみ管理体制の強化を図ります。また、入居者に対しては、ごみ排出マナーの向上を目的とした啓発活動を行い、適切な分別や排出方法を徹底するよう指導します。

4-6 イベントごみの分別排出の徹底 《重点》

稚内市をはじめとする行政機関や民間団体が主催するイベント、また町内会の夏祭りなどでは、飲食物の提供に伴い使い捨て容器や割り箸、食べ残しが多量に発生することが予想されます。これらの廃棄物については、分別の徹底を図り、資源として再利用できるものはしっかりと資源化することを目指し、イベント主催者に対しては、適切なおみ分別の重要性を周知または指導を行うほか、分別用のごみ箱や分別表示板を貸し出すなどの支援を行います。

4-7 クリーンアップわっかない

全市的な環境美化推進運動である「クリーンアップわっかない」の取り組みを継続し、市民全体での環境保全活動を推進します。春と秋に実施される一斉クリーン作戦をはじめ、観光地の清掃活動や海浜地の漂着物回収活動、ごみステーション周辺の清掃活動を通じて、市民一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

4-8 不法投棄防止活動

不法投棄の防止と発生した場合の迅速かつ適切な対応を図るため、関係機関や警察と緊密に連携し、定期的なパトロールや公式LINE不法投棄通報機能を活用し、ごみの回収活動を実施します。また毎年5月30日の「ごみゼロの日」には、北海道宗谷総合振興局と合同で、市内の大型店舗を中心に不法投棄防止の街頭啓発活動を行い、環境美化と不法投棄防止に努めます。

4-9 漂着ごみ対策

海浜地に漂着するごみは、景観を損なうだけでなく、海浜地の土地利用や漁業活動にも深刻な影響を与える可能性があります。漂着ごみの処理は本来、海岸管理者の責任とすべきですが、ごみを放置することで景観の悪化を招き、不法投棄を助長する原因にもなりかねません。そのため、今後も海岸一斉清掃（海岸クリーン作戦）を実施するほか、北海道や関係機関との連携を強化し、漂着ごみ対策を行っていきます。

4-10 観光ごみ対策 《重点》

稚内市の主要産業の一つである観光業において、観光地から発生するごみの適切な処理は重要な課題です。観光客に対しては、観光地や公共施設でのごみの持ち帰りや、分別排出の徹底を呼びかけ、協力を求めています。

4-11 リサイクル関連事業・産業の創出支援

リサイクル事業を通じた経済振興を推進するため、廃棄物からエネルギーを活用する技術の促進を図るとともに、地域資源として活用する新たな経済活動の創出や雇用の拡大に向けた取り組みを進めています。

第5章 ごみ処理計画

1 稚内市が処理する廃棄物の種類

1-1 生活系ごみ

生活系ごみは、処理が困難なものや危険物、家電リサイクル法の対象品目、家庭用パソコン、引っ越しなどで一時的に多量に出るごみを除き、稚内市（稚内市が委託する業者を含む）が収集します。収集した生活系ごみは、稚内市の中間処理施設及び最終処分場で処理します。一時的に多量に出るごみは、これら施設へ自ら搬入するか、許可業者に依頼すると、稚内市が処理します。

表 2-26 稚内市が収集しないごみ

区分	品目	問合せ先
処理が困難なもの・危険物	消火器	株式会社消火器リサイクル推進センター
	タイヤ	廃タイヤ取扱協力店、販売店、ガソリンスタンド
	二輪車	公益財団法人自動車リサイクル促進センター
	FRP船	社団法人日本マリン事業協会
	オイル、ガソリン	販売店、取扱業者
	バッテリー	販売店
	農薬・劇薬	販売店
	ガスボンベ	販売店
	ピアノ	販売店
	注射器	かかりつけの病院・薬局
家電リサイクル法の対象品目	テレビ	一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター
	冷蔵庫・冷凍庫	
	洗濯機・衣類乾燥機	
	エアコン	
資源有効利用促進法の対象品目	家庭用パソコン	一般社団法人パソコン3R推進協会
一時的に多量に出るごみ		(施設へ搬入あるいは許可業者に依頼)

1-2 事業系ごみ

事業系ごみの処理責任は、排出事業者にあります。このため、稚内市は事業系ごみの収集運搬は行いません。事業者自らが稚内市の処理施設に搬入するか、許可業者に委託すると、稚内市が処理します。ただし、その場合には、生活系ごみと同様の分別をする必要があります。

1-3 産業廃棄物

稚内市では、産業廃棄物のうち条例（「稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」）で定める4品目（燃え殻、汚泥、廃酸、動物性残渣）を併せ産廃としており、稚内市の処理施設で処理が可能です。

2 収集運搬計画

2-1 ごみ分別区分

「分ければ資源、混ぜればごみ」という言葉が広く使われているように、ごみを資源として活用していくためには、ごみの分別が重要です。

稚内市では、現在4種20分類の分別を行っています。ごみの分別徹底が図られるよう、様々な機会を通じて市民及び事業者積極的に周知します。また、転入者や外国人に対する重点的な周知を行います。

国の新たな関係法令・施策等が示された時など必要が生じた場合は、分別品目の拡大について検討します。

表 2-27 ごみ分別区分

種類	分類
1. 一般ごみ	①一般ごみ
2. 生ごみ	②生ごみ
3. 大型ごみ	③大型ごみ
4. 資源物	④缶、⑤びん、⑥ペットボトル、⑦紙パック、⑧新聞紙、⑨雑誌、⑩段ボール ⑪その他の紙、⑫古布類、⑬蛍光管、⑭乾電池、⑮金属類、⑯容器包装プラスチック ⑰白色トレイ、⑱水銀使用の温度計・体温計、⑲廃食用油、⑳小型家電

2-2 収集運搬体制

収集運搬体制は、現在の体制を継続することを基本としますが、ごみの分別徹底が図られるよう、収集頻度や収集曜日、ごみ処理手数料等について検討します。

ごみ分別品目の拡大や収集方式の変更時には、市民サービスの向上及び収集運搬効率を勘案して、収集運搬体制の見直しを行います。また、ごみ収集車両の更新の際には、ハイブリッド車等のクリーンエネルギー車の導入を推進します。

表 2-28 収集運搬体制

1. 収集体制	一般ごみ：委託業者収集 生ごみ：委託業者収集 ※廃食用油含む 大型ごみ：委託業者収集 資源物：委託業者収集
2. 収集方式	ステーション方式（一部路線収集方式） 大型ごみは戸別収集方式
3. 収集頻度	一般ごみ：2回/週 生ごみ：2回/週 ※廃食用油含む 大型ごみ：2回/月（一部1回/月） ※事前申込み制 資源物：1回/週
4. 収集車両	一般ごみ：パッカー車3台 生ごみ：パッカー車2台 資源物：分別収集車5台、パッカー車2台 計7台
5. 手数料	一般ごみ、生ごみ、大型ごみ：有料 ※廃食用油は無料 資源物：無料

2-3 生ごみ・資源物の分別徹底

稚内市では、生ごみ及び資源物を分別収集しリサイクルしています。生ごみ及び資源物にリサイクルに適さないものが混入すると、処理に支障等が生じるおそれがあります。また、生ごみ及び資源物が一般ごみに混入すると、リサイクルされずに埋立処分されます。リサイクル率の向上及び最終処分量の削減のためには、生ごみ及び資源物の分別をきちんとすることが重要です。市民及び事業者に積極的に周知し、生ごみ及び資源物分別の徹底を図ります。

2-4 ごみステーション設置助成事業

町内会等が設置するごみステーションについて、その設置費用を助成する事業を今後も継続します。

2-5 ごみステーションのあり方

稚内市では、ごみステーションの設置と管理を町内会が行っていますが、各町内会において地域に適したごみステーションのあり方を検討するための情報提供を行います。

2-6 在宅医療廃棄物対策

高齢化社会とあいまって要医療者が増加する一方、病床数の不足等から、その対策として家庭において医療処置を行う在宅医療が進められています。この在宅医療に伴い発生する廃棄物は一般廃棄物ですが、注射針など一部に感染性を有する廃棄物が含まれます。このため、医療機関から返却の指示のあった廃棄物は医療機関に返却し、ごみステーションへの排出を禁止しています。医療機関等の関係機関と連携し、在宅医療廃棄物に関わる方針について周知します。

2-7 生活弱者へのサポート

ごみ出しが難しい高齢者や障がい者などの生活弱者の方々を支援するため、自助・共助・公助によるサポート体制の構築を進めていきます。

3 中間処理計画

3-1 資源物の中間処理

稚内市リサイクルセンターにおいて、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、白色トレイ、金属類、乾電池、蛍光灯、水銀使用の体温計・温度計の処理を行います。なお、紙類（紙パック、新聞紙、雑誌、段ボール、その他の紙）は市内古紙業者に、古着類は市内福祉団体に処理委託しています。

稚内市リサイクルセンターの維持管理を適切に行い、適正処理の推進及び施設の延命化に努めます。

3-2 生ごみ等の中間処理

稚内市バイオエネルギーセンターにおいて、生ごみ、廃食用油、紙類、下水道汚泥、水産廃棄物を発酵処理して減容化を行うとともに、発酵の過程で発生するバイオガスをエネルギー、発酵残渣物を肥料として活用します。市民に対しては、肥料の活用方法等の周知を行い、活用の推進を図ります。

本計画期間中の令和9年（2027年）3月にPFI事業による施設運営期間が終了しますが、引き続き生ごみの中間処理を継続するために必要な管理運営体制等の整備を進めていきます。

3-3 新たな中間処理の導入検討

ごみ処理の効率化を図り、最終処分場への負荷を軽減するため、さまざまな中間処理技術の導入を総合的に検討し、持続可能なごみ処理システムの構築を目指します。

稚内市では、バイオエネルギーセンターにおいて生ごみの処理、リサイクルセンターにおいて資源物の処理を行っています。安定的かつ衛生的処理や埋立処分量の削減を図るため、エネルギー・資源の有効活用、脱炭素化、周辺環境への影響の最小化等に優れ、かつ稚内市の人口推移や事業費等も考慮した上で、稚内市に適した処理方法の選定を進め、施設整備等を行います。

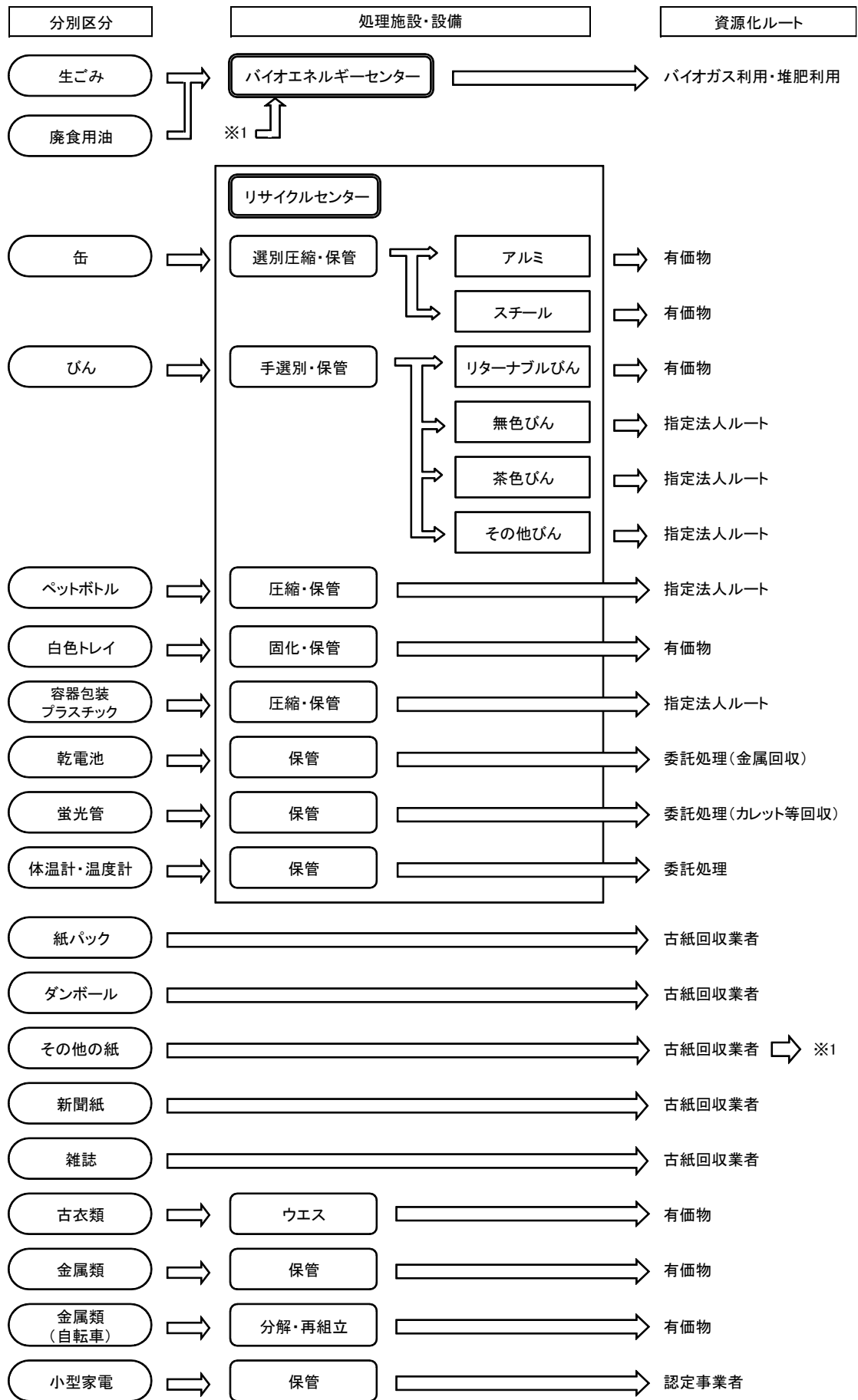


図 2-10 中間処理の方法

4 最終処分計画

4-1 一般ごみ等の埋立処分

一般ごみ、大型ごみ、中間処理残渣、産業廃棄物（燃え殻、汚泥、動植物性残渣）は、稚内市一般廃棄物最終処分場において埋立処分します。

現在の最終処分場の計画期間は、令和12年（2030年）11月までとなっており、次期最終処分場の整備スケジュール及び法律や基準等に基づき、周辺環境への影響に配慮した最終処分場の整備を進めます。

現在の最終処分場については、埋立終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める埋立終了の手続きや廃止に向けた管理計画の策定を行います。

4-2 旧最終処分場の廃止

稚内市では、埋立満了に伴い使用を中止した最終処分場が2つあります。これら最終処分場について、廃止に向けた管理を適切に実施していきます。

5 その他ごみ処理に関する取組

5-1 稚内市廃棄物減量等推進審議会

稚内市における廃棄物行政の将来を見据え、ごみの排出抑制や資源化、適正処理の確保について調査及び審議するため、「稚内市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。本審議会では、稚内市長より諮問された事項（ごみの排出抑制及び再生利用の推進、ごみ処理計画、ごみの減量等）について審議を行い、その結果を答申します。今後も稚内市の廃棄物行政に関する審議に加え、本計画の推進評価や改善検討等について議論を行います。

5-2 廃棄物減量等推進員

稚内市では、ごみの減量や適正処理、地域の環境美化等の推進に熱意と識見を有する方々に「廃棄物減量等推進員」の委嘱をし、稚内市の施策への協力やその他の活動を行っていただいています。各町内会からの推薦者である推進員と連携し、地域の環境美化等を推進します。

5-3 感染性廃棄物対策

感染性廃棄物の処理は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省、令和7年（2025年）4月）に基づいて適正に処理されるよう、ルールの整理、周知、関係機関との連携を行います。

5-4 計画の周知と事後評価

本計画について広く周知するため、稚内市ホームページや広報紙等において公表するとともに、計画の進捗状況を把握・評価し、その結果についても公表します。

第3編

生活排水処理基本計画書

第1章 生活排水処理の体制

1 処理体系

生活排水は、一般家庭から排出される污水（し尿と生活雑排水）を示し、工場排水や雨水、その他の特殊な排水は含まれません。

稚内市の生活排水は、市街地及びその周辺の下水道事業計画区域で下水道の整備が完了した区域（以下「下水道処理区域」と言います。）においては公共下水道（以下「下水道」と言います。）、下水道事業計画区域以外では合併処理浄化槽による処理を進めています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、平成15年（2003年）4月から下水道のMICS事業*により終末処理場へ投入し、処理を行っています。

※生活排水処理を行う各種施設を共有化・共同化して整備することが効率的で、一定の採択条件を満たす場合に、下水道事業として整備する事業をMICS事業（污水处理施設共同整備事業）と言います。

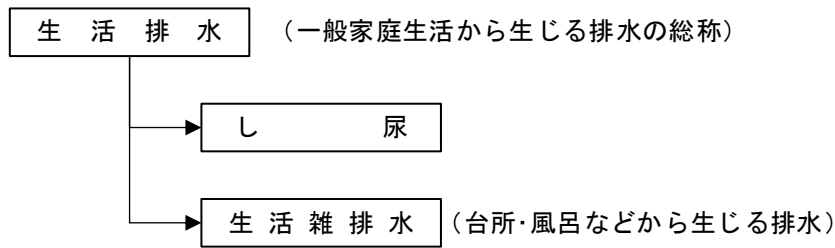


図 3-1 生活排水の定義

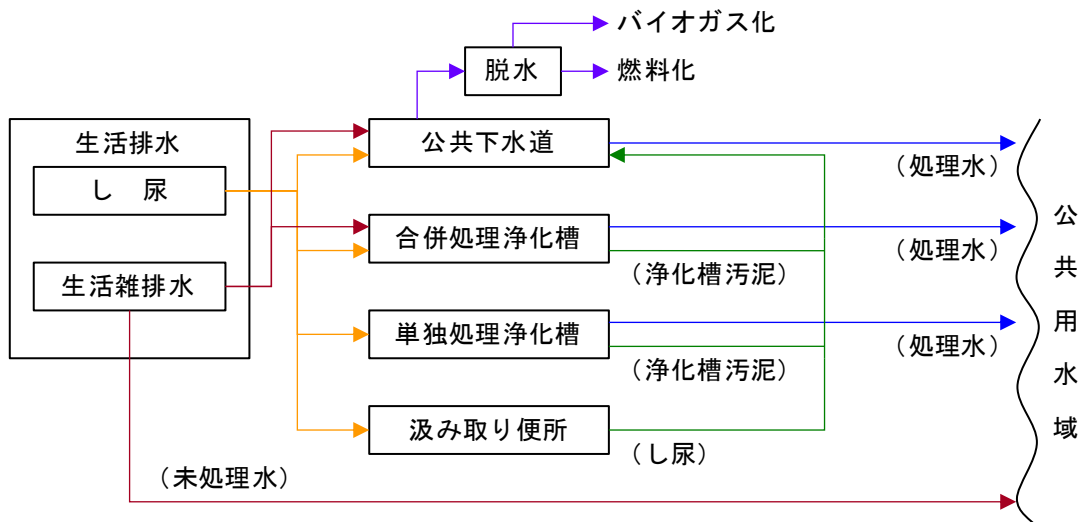


図 3-2 生活排水処理体系

2 下水道事業の概要

稚内市の下水道は、昭和50年（1975年）3月に稚内市公共下水道として事業に着手し、稚内市終末処理場の整備にあわせて昭和59年（1984年）3月に一部地域で供用開始しました。

市街地を中心とした用途地域内及びその周辺は下水道、これに隣接した用途地域外の声問地区は特定環境保全公共下水道によって整備を進めてきました。

令和6年度（2024年度）の下水道処理人口普及率は91.9%、下水道処理区域内の水洗化率は94.9%となっています。

下水道処理人口普及率はほぼ横ばい、水洗化率は微増しています。

表 3-1 公共下水道事業の概要

処理区名：稚内処理区			
採択年度：昭和50年（1975年）3月		供用開始年度：昭和59年（1984年）年3月	
全体計画面積	事業計画区域面積		
1,248.5ha	(公共)	(特環)	合計
	1,068.9ha	147.0ha	1,215.9ha
全体計画人口	事業計画人口		
28,350人	(公共)	(特環)	合計
	27,600人	750人	28,350人
[処理施設]	処理施設の名称	稚内市終末処理場	
	処理施設の位置	稚内市末広3丁目	
	敷地面積	4.14ha	
	処理方式	標準活性汚泥法	
	処理能力	12,252m ³ /日（全体計画）	
	放流先	エノシコマナイ川（稚内港）	

表 3-2 公共下水道の水洗化状況

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
行政区域内人口	(A) 人	32,597	31,886	31,325	30,572	29,890
下水道処理区域内人口	(B) 人	29,957	29,303	28,809	28,088	27,462
下水道処理人口普及率	(B/A) %	91.9%	91.9%	92.0%	91.9%	91.9%
水洗化人口	(C) 人	28,073	27,535	27,159	26,536	26,074
水洗化率	(C/B) %	93.7%	94.0%	94.3%	94.5%	94.9%

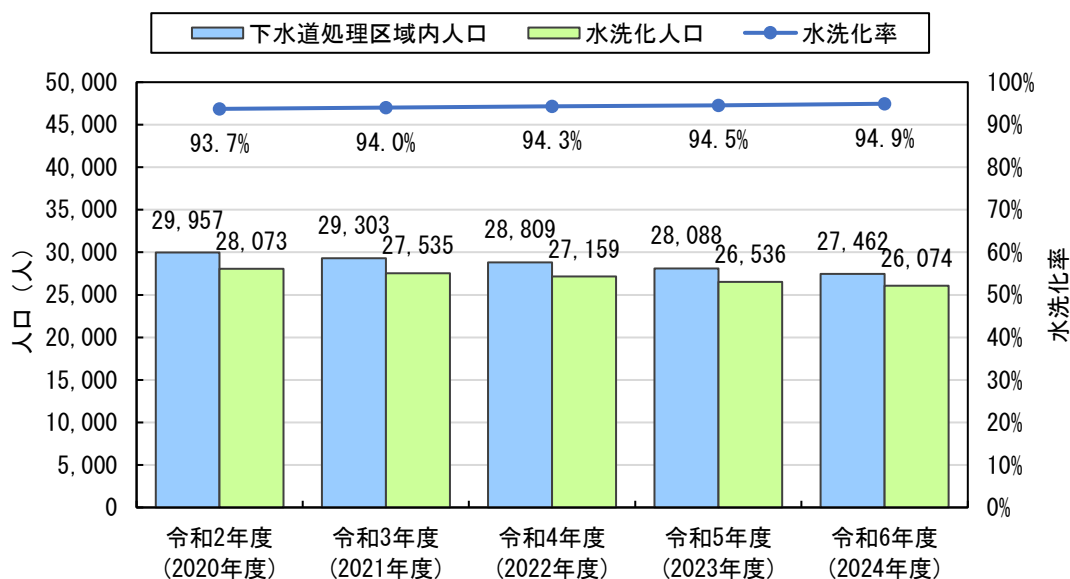


図 3-3 公共下水道の水洗化状況

3 浄化槽事業の概要

稚内市の下水道事業計画区域以外では、個人が設置主体となって合併処理浄化槽の整備を進められてきました。

平成17年度（2005年度）には生活排水対策を促進させるため、新たに「浄化槽設置整備事業」を開始しました。浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽を設置する世帯を対象に、合併処理浄化槽設置費用の一部助成、水洗トイレに改造する費用等の貸し付けを行うものです。

合併処理浄化槽の設置費用の助成額は、設置費用（排水設備に係る費用を除く）に2分の1を乗じた額ですが、その額が合併処理浄化槽の処理対象人員の区分に応じ定める額を超えるときは、それぞれの区分に応じた額としています。

既設の建物に合併処理浄化槽を設置する場合は、10人槽以下の合併処理浄化槽の設置費用とトイレ水洗化改造工事や排水設備設置工事等の費用の無利子貸付を行っています。

表 3-3 合併・単独処理浄化槽の設置状況

区分	基数 (基)
合併処理浄化槽	438
単独処理浄化槽	1,249

※令和6年度末現在

表 3-4 浄化槽設置整備事業の実績

区分	設置基数 (基)	使用人数 (人)	設置基数累積 (基)	使用人数累積 (人)
平成17年度(2005年度)	12	41	12	41
平成18年度(2006年度)	7	20	19	61
平成19年度(2007年度)	7	22	26	83
平成20年度(2008年度)	7	28	33	111
平成21年度(2009年度)	8	28	41	139
平成22年度(2010年度)	10	26	51	165
平成23年度(2011年度)	10	38	61	203
平成24年度(2012年度)	7	19	68	222
平成25年度(2013年度)	11	33	79	255
平成26年度(2014年度)	10	36	89	291
平成27年度(2015年度)	11	32	100	323
平成28年度(2016年度)	10	34	110	357
平成29年度(2017年度)	5	13	115	370
平成30年度(2018年度)	10	35	125	405
令和元年度(2019年度)	6	23	131	428
令和2年度(2020年度)	7	18	138	446
令和3年度(2021年度)	6	33	144	479
令和4年度(2022年度)	8	24	152	503
令和5年度(2023年度)	8	37	160	540
令和6年度(2024年度)	7	30	167	570

表 3-5 合併処理浄化槽設置に関する助成と貸付の内容

新築する建物に合併処理浄化槽を設置する場合	既設の建物に合併処理浄化槽を設置する場合
<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置費用の助成 	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置費用の助成 合併処理浄化槽設置費用の貸付 (10人槽以下の浄化槽が対象) 水洗トイレに改造する費用の貸付が利用可

表 3-6 合併処理浄化槽設置の助成限度額

番号	浄化槽規模	助成限度額
1	5人槽の場合	600,000円
2	6~7人槽の場合	750,000円
3	8~10人槽の場合	950,000円
4	11~20人槽の場合	1,002,000円
5	21~30人槽の場合	1,545,000円
6	31~50人槽の場合	2,129,000円
7	51人槽以上の場合	2,429,000円

※助成を利用できる方：

- ・助成の対象地域で、居住を目的とする住宅を新築又は既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方。なお、建物の販売又は賃貸の目的とするものは除く。
- ・市税等を滞納していない方。
- ・助成を申請する年度内に設置工事を完了できる方。

表 3-7 合併処理浄化槽設置の貸付限度額

番号	工事内容	貸付限度額	
1	トイレ水洗化改造工事	1箇所につき	400,000円
2	し尿浄化槽廃止工事	1基につき	200,000円
3	排水設備設置工事	1戸につき	200,000円
4	浄化槽設置工事	5人槽の場合	600,000円
		6~7人槽の場合	750,000円
		8~10人槽の場合	950,000円

※貸付を利用できる方：

- ・貸付の対象地域で、既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方。
- ・市税等を滞納していない方。
- ・償還能力がある方。
- ・確実な連帯保証人がいる方。

※返済の期間：60回（5年）以内

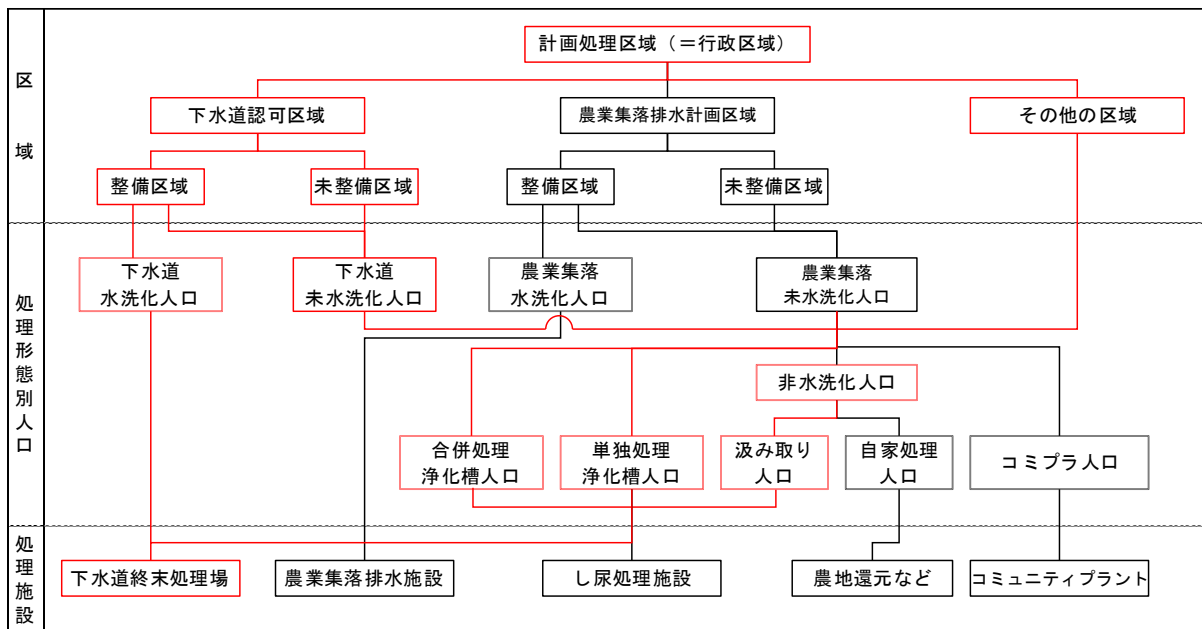
第2章 生活排水処理の現状と課題

1 処理形態別人口

処理形態別人口とは、下水道や浄化槽等の処理施設別の処理人口を整理したものです。

処理形態別人口のうち、下水道や浄化槽等により水洗化され、生活雑排水を処理している人口が計画処理区域内人口（行政区域内人口）に占める割合を生活排水処理率と定義し、生活排水処理の指標として用います。

稚内市の生活排水は、主に下水道（特定環境保全公共下水道を含む）によって処理されており、令和6年度（2024年度）における下水道の水洗化人口は、行政区域内人口の87.2%となっています。これに合併処理浄化槽による処理人口とあわせた生活排水処理率は91.9%となっています。



※赤線は稚内市に該当するもの

図 3-4 処理形態別人口

表 3-8 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1. 計画処理区域内人口	32,597	31,886	31,325	30,572	29,890
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	29,467	28,914	28,557	27,928	27,469
(1) コミュニティプラント人口	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽人口	1,394	1,379	1,398	1,392	1,395
(3) 下水道人口	28,073	27,535	27,159	26,536	26,074
(4) 農業集落排水施設人口	-	-	-	-	-
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,510	2,407	2,267	2,147	1,989
4. 非水洗化人口	620	565	501	497	432
5. 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	90.4%	90.7%	91.2%	91.4%	91.9%

※住民基本台帳年度末人口

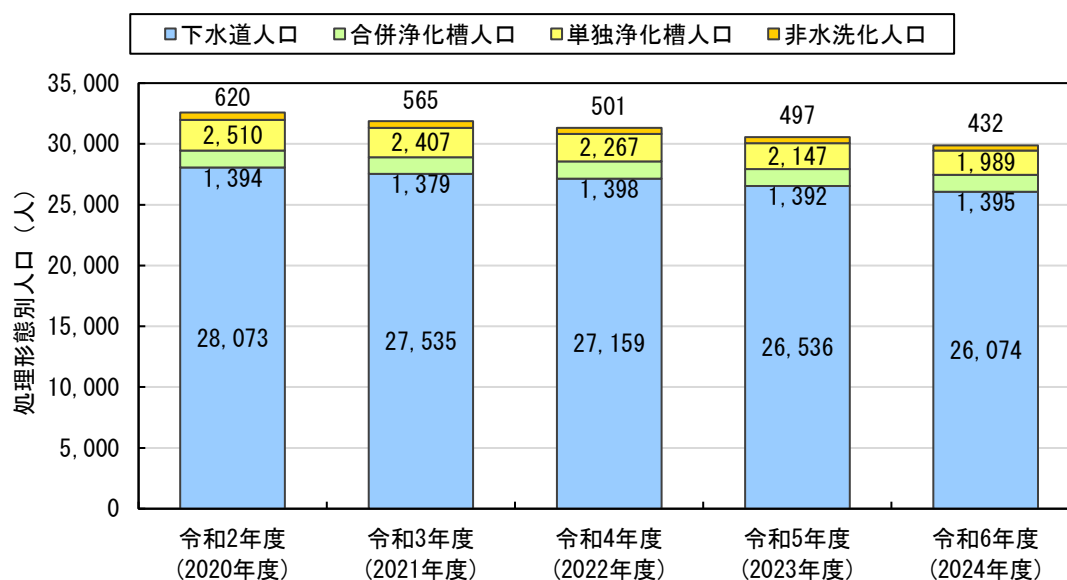


図 3-5 処理形態別人口の推移

2 し尿・浄化槽汚泥の処理

2-1 し尿・浄化槽汚泥排出量

過去5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））のし尿及び浄化槽汚泥排出量実績を表 3-9及び図 3-6に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量はいずれも増減しており、令和2年度（2020年度）と令和6年度（2024年度）を比較するとし尿排出量は約13%の減少、浄化槽汚泥排出量は約4%の増加となっています。

表 3-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
し尿	kl/年	734.3	659.9	757.9	787.9	638.6
浄化槽汚泥	kl/年	2,953.3	2,735.4	3,107.9	3,154.4	3,068.8
合計	kl/年	3,687.6	3,395.3	3,865.8	3,942.3	3,707.4
(1日当たり)	kl/日	10.1	9.3	10.6	10.8	10.2

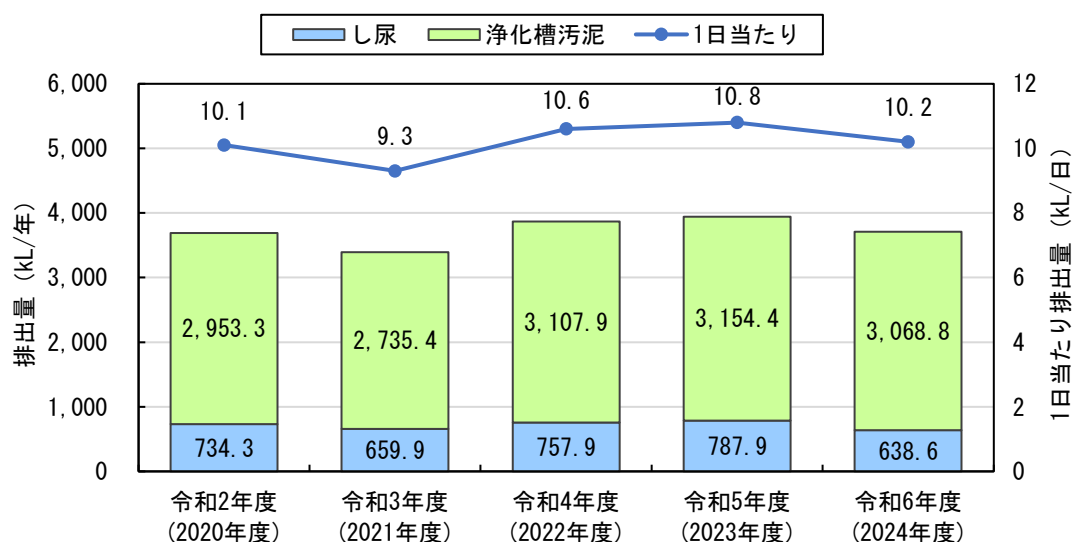


図 3-6 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

2-2 し尿・浄化槽汚泥の処理

稚内市では、昭和40年（1965年）からし尿処理施設（稚内市衛生センター）において、嫌気性消化・活性汚泥処理方式による処理を開始しました。昭和50年（1975年）には処理量の増加に伴い、第2期施設を増設しました。昭和60年代に入ると、下水道の普及とともに処理量が減少し、昭和62年（1987年）には第1期施設を廃止して、第2期施設のみでの処理としました。

その後、処理量のさらなる減少や施設の老朽化によって、運転・維持管理に支障をきたすようになり、処理機能を維持するための補修・改修費が高むようになりました。このため、平成9年度にし尿及び浄化槽汚泥の処理のあり方について、経済性及び維持管理面等から検討し、下水道施設へ投入して処理を行うことが最も効率的かつ適切であるとの結論に至りました。

平成14年度（2002年度）に終末処理場へ受入施設等を建設（一部、MICS事業を活用）し、平成15年度（2003年度）より終末処理場への投入を開始しました。これに伴い、し尿処理場は休

止しました。

3 生活排水処理の課題

3-1 公共下水道の計画的な整備及び合併処理浄化槽への転換

生活環境を向上させ、川や海などの自然環境を保全し、快適で魅力あるまちづくりを進めるために生活雑排水の処理は重要です。このため、公共下水道を計画的に整備するほか、し尿汲み取りの世帯や単独処理浄化槽の利用世帯において、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換による生活雑排水処理を行うことが必要です。

3-2 し尿・浄化槽汚泥量の現状に応じた安定した収集運搬体制及び処分体制の維持確保

人口減少や公共下水道の整備等により、し尿・浄化槽汚泥量は減少していくと考えます。このような状況において、引き続きし尿・浄化槽汚泥を適正に処理するため、安定した収集運搬体制及び処分体制の維持確保を図っていく必要があります。

第3章 計画の目標

1 計画の方向性

稚内市では、昭和49年度（1974年度）から事業を進めてきた市街地を中心とした下水道事業に加え、平成17年度（2005年度）からは下水道事業計画区域以外における合併処理浄化槽の普及を図るために浄化槽設置整備事業に着手し、生活排水対策を行ってきました。

今後とも良好な生活環境の確保をするため、生活排水の適正処理を図っていきます。そのために、生活排水対策の基本として水の適正利用に関する啓発を行うとともに、し尿汲み取りの世帯や単独処理浄化槽の利用世帯において下水道や合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理の普及に努めます。

2 基本方針

2-1 生活排水処理の方向

地域の生活環境の保全を図るうえで生活排水対策は重要です。そこで、稚内市が目指す生活排水処理の方向を「生活環境の保全に向けた生活排水処理の充実」とします。

稚内市が目指す生活排水処理の方向
「生活環境の保全に向けた生活排水処理の充実」

2-2 計画の推進方策

本計画の生活排水処理の方向として掲げる「生活環境の保全に向けた生活排水処理の充実」の達成に向け、市民・事業者・市が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。そして、下水道や合併処理浄化槽の普及などを進め、環境負荷をできる限り少なくしていくことが大切です。

そこで、本計画では次の2つの推進方策を掲げ、各種施策を進めていきます。

推進方策1 : 合併処理浄化槽の普及促進

推進方策2 : 下水道の水洗化の促進

3 数値目標

3-1 生活排水処理率

本計画における生活排水処理の目標を以下に示します。

表 3-10 生活排水処理の目標

区分	単位	令和6年度 (2024年度) (現状)	令和12年度 (2030年度) (中間目標)	令和17年度 (2035年度) (中間目標)	令和22年度 (2040年度) (目標年次)
①行政区内人口	人	29,890	30,003	28,107	26,290
②計画処理区域内人口		29,890	30,003	28,107	26,290
③水洗化・生活雑排水処理人口		27,469	28,088	26,711	25,358
④生活排水処理率		%	91.9%	93.6%	95.0%

3-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

本計画におけるし尿・浄化槽汚泥排出量の見通しを以下に示します。

表 3-11 し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

(単位：kL/年)

区分	令和6年度 (2024年度) (現状)	令和12年度 (2030年度) (中間目標)	令和17年度 (2035年度) (中間目標)	令和22年度 (2040年度) (目標年次)
し尿	638.6	392	194	18
浄化槽汚泥	3,068.8	3,093	3,000	2,909
合計	3,707.4	3,485	3,194	2,927

4 市民・事業者・市の役割

「生活環境の保全に向けた生活排水処理の充実」に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、各種取組を進めていきます。

4-1 市民・事業者の役割

家庭や事業者から排出される生活雑排水による水質汚濁を防止し、きれいな水環境を次世代へ継承するため、市民及び事業者は次の取組を推進していきます。

○市民・事業者の役割

- ① 合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います。
 - ・ 合併処理浄化槽が適正に機能するため、定期的に専門業者による保守点検を受けます。
 - ・ 合併処理浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となるスカムや汚泥を槽外に排出するため、定期的に専門業者による清掃を行います。
 - ・ 合併処理浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能するかを確認するため、指定検査機関による法定検査を受けます。
- ② 下水道処理区域内の未接続世帯や事業者は、水洗化に努めます。
- ③ 下水道処理区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や合併処理浄化槽設置に努めます。
- ④ 排水口で固形物等の除去に努めます。
 - ・ 流し台に網カゴなどを備え、調理くずや食べ残しなどを流さずに回収します。
 - ・ 調理は適正量を用いるよう心がけ、調理残渣は生ごみとして出します。
 - ・ 食後の食器や鍋などは、ゴムベラや紙で拭き取ってから洗うようにします。
- ⑤ 食用油の残油等を資源物として分別排出します。
- ⑥ 洗濯時はできるだけ無リン洗剤を使用します。
- ⑦ 風呂水や台所用水等を再利用して節水を図ります。
- ⑧ 風呂場・洗面台や台所における水の出しっぱなしをなくして節水に心がけます。
- ⑨ トイレに使用する洗浄液は環境に配慮した製品を使用し、できるだけ無駄な洗浄を控えます。
- ⑩ 水に溶けないティッシュ、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品等は、水洗トイレに流さないようにします。

4-2 市の役割

市民や事業者の生活排水対策を推進させるため、広報・啓発活動を充実させます。

○市の役割

- ① 市民・事業者に対して、生活排水対策の必要性や合併処理浄化槽管理の重要性を周知するため、定期的な広報や啓発活動を実施し、市民や事業者が取り組むべき対策について重点的に周知を図っていきます。
- ② 個別処理を行う地区の市民に対して、広報等を通じて浄化槽設置整備事業の周知・普及促進を図るとともに、合併処理浄化槽の維持管理における定期的な保守点検・清掃及び検査の徹底を指導します。

第4章 生活排水処理計画

1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、次のとおりとします。

表 3-12 生活排水の処理主体

処理施設	対象となる生活排水	処理主体
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
稚内市終末処理場	し尿、生活雑排水、浄化槽汚泥	稚内市

2 生活排水処理計画

2-1 集合処理

集合処理する区域は、投資効果等の経済性を考慮して人口が密集する地域とします。

この区域では、下水道への早期接続がされるよう啓発・指導を行い、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

2-2 個別処理

個別処理する区域は、人口の推移及び集中状況、地理的条件、経済性等の観点から集合処理が適切でない地域とします。

この区域では、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、合併処理浄化槽の設置者が適正な維持管理を実施するよう指導します。また、単独処理浄化槽によりし尿の処理を行っている市民や事業所に対しては、生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽に移行するよう啓発します。

これらにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

2-3 合併処理浄化槽設置に関する啓発

合併処理浄化槽設置費用の一部助成制度ついて、広報やホームページを通じて市民・事業者への一層の周知を図り、生活排水処理の普及推進に努めます。

2-4 環境保全に関する啓発

生活排水処理に関する情報を広く市民・事業者にも周知するなど、公共用水域の水質汚濁防止や水環境保全に向けた啓発活動を行います。

3 し尿・浄化槽汚泥処理計画

3-1 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集区域は、稚内市全域です。し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者がバキューム車により収集運搬を行います。

3-2 中間処理計画

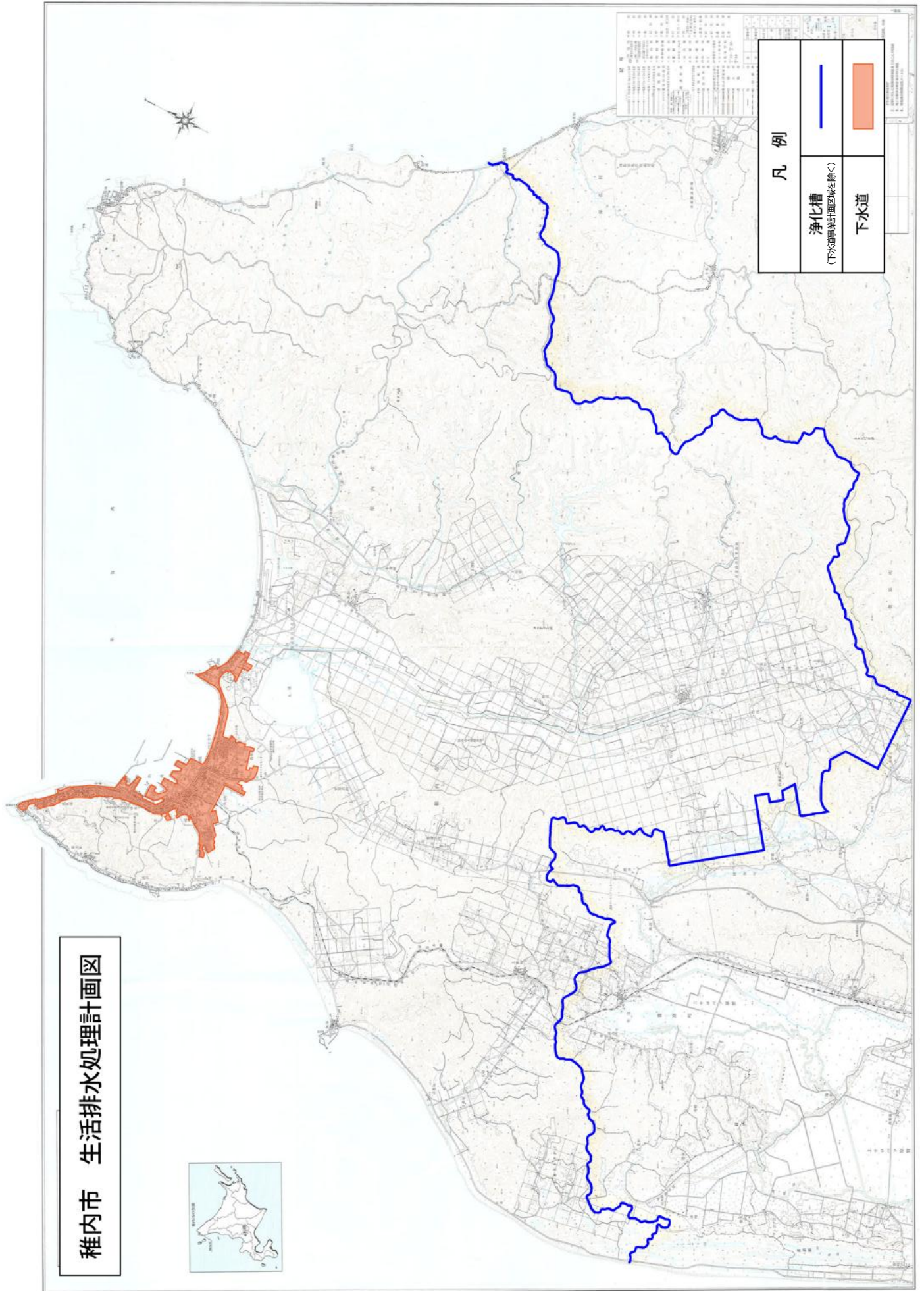
し尿・浄化槽汚泥は、稚内市終末処理場の敷地内にある前処理施設に投入後、稚内市終末処理場において処理します。処理に伴い発生する汚泥は、稚内市バイオエネルギーセンターにおいて処理するほか、民間事業者へ委託して処理します。

し尿処理場の廃止及び解体を計画的に進めます。

3-3 最終処理計画

稚内市終末処理場における処理に伴い発生するし渣及び沈砂は、稚内市一般廃棄物最終処分場において埋立処分します。

稚内市 生活排水処理計画図



凡例	
浄化槽 (下水道事業計画区域を除く)	
下水道	